

# 第四部 社會事業

概 説 ······ ······ ······ ······ ······	六二三	第二節 政府の施設 ······ ······ ······	六三三	第二章 貧兒保護事業 ······ ······	六四〇
第一篇 社會事業行政 ······ ······ ······	六二三	第三節 地方公共團體施設 ······ ······	六三三	第一節 不就學兒童保護 ······ ······	六四〇
第一章 社會事業行政一般 ······ ······	六二三	第四節 其他の保護事業 ······ ······	六三五	第二節 缺食兒童保護 ······ ······	六三五
第一節 社會事業行政機關掌事務 ······ ······	六二三	第三章 經濟的保護事業 ······ ······	六三六	第三章 少年職業紹介 ······ ······	六三六
社會事業行政費並公的施設費 ······ ······	六二六	第二節 公設住宅 ······ ······	六三七	第四章 不良兒保護事業 ······ ······	六三七
私營社會事業 ······ ······	六二六	第三節 公設市場 ······ ······	六三八	第二節 少年審判所保護處分 ······ ······	六三八
私營社會事業統制 ······ ······	六二六	第四節 公設食堂 ······ ······	六三九	第三節 全國感化教育現況 ······ ······	六三九
私營社會事業の經費 ······ ······	六二七	第五章 司法保護事業 ······ ······	六三九	第二節 少年保護運動 ······ ······	六三九
私營社會事業と獎勵助成 ······ ······	六二七	第一節 概況 ······ ······	六四〇	第三節 病弱兒保護事業 ······ ······	六四〇
第二篇 社會事業施設 ······ ······	六二八	第五章 醫療保護事業 ······ ······	六四一	第四節 社會教化事業 ······ ······	六四一
第一章 救護事業 ······ ······	六二八	第一節 無產者診療 ······ ······	六四二	第一章 社會教育 ······ ······	六四二
第一節 救護法による救護 ······ ······	六二九	第二節 施療病院及診療所 ······ ······	六四三	第二章 教化事業 ······ ······	六四三
第二節 官公費による救護 ······ ······	六二九	第三節 特殊施療施設 ······ ······	六四四	第一節 隣保事業 ······ ······	六四四
第三節 方面委員 ······ ······	六三〇	第四節 其他醫療事業 ······ ······	六四五	第二節 婦人保護 ······ ······	六四五
第四節 其他救護運動 ······ ······	六三〇	第三篇 兒童保護事業 ······ ······	六五七	第三章 融和事業 ······ ······	六五七
第二章 失業保護事業 ······ ······	六三〇	第一章 娃產婦並乳兒保護 ······ ······	六五七	第一節 融和事業行政及施設 ······ ······	六五七
第一節 一般施設 ······ ······	六三〇	第二節 娃產婦並乳兒保護施設 ······ ······	六五八	第二節 融和事業運動 ······ ······	六五八
第二節 乳兒保護運動 ······ ······	六三〇	第三節 融和事業團體 ······ ······	六五九	第三節 融和事業團體 ······ ······	六五九

## 表計統(業事會社) 部四第

第一表 社會事業施設累年表

第二表 社會事業費統計

第三表 職業紹介統計

其一 職業紹介所經營主體別表

其二 職業紹介所一般職業紹介數月別表

其三 職業紹介所業態別職業紹介數

其四 日傭勞動者職業紹介數月別表

其五 傣給生活者職業紹介所紹介件數月別表

其六 營利職業紹介數月別表

第四表 住宅統計

其一 住宅組合統計

其二 共同宿泊所調查表

其三 借地借家調停件數月別表

第五表 公設市場統計

第六表 公益質屋統計

第七表 公益食堂統計

第八表 公益浴場統計

第九表 少年審判所保護處分統計

第十表 起訴及刑執行猶豫保護狀態調

## 概 説

昭和七年に於ける我國社會事業は、極度に窮乏化せる農村の救濟をその中心任務となせるものと言ふことが出來やう。

本年農村の不況はその頂點に迄達した。農村救濟の聲は第二次、第三次の臨時議會をめぐつて各方面に擧げられた。この農村の救濟を中心とせる諸救濟の事業への努力、之が社會事業の核心をなした。

政府は都市農村に充満する困窮者、失業者の救濟に全力を盡した。内務省農林省その他の匡救諸事業、全國各都市における失業救濟事業等の實施がそれである。次に政府は救護法の徹底的施行によつて救濟の實を擧ぐるに努めた。多年の懸案であつた救護法は本年一月一日より實施されるに至り我國救貧事業に一新紀元を劃するに至つた、然るに現行救護法の救護手續の煩鎖なると、地方財政の極度の窮乏とのために所期の効果を擧ぐるに至らなかつた。かくて政府は罹災救助基金法を改正する一方救護法の補助額を増加して救護法の徹底的施行を期するに至つた。更に醫療救護の方面に於いても政府は六十萬の豫算を計上して農村醫療救護を實施せんとする所畏き邊りより救護費中へ金三百萬圓御下賜あらせられたるを以つて御下賜金及國費をもつて恩賜醫療救護事業を實施す

るに至つた。

以上昭和七年の特徴的な社會事業は何れも社會事業の公的部面であつて、私營社會事業は近年世界的不景氣の影響によつて經濟的に多大の打撃を受け、本年も不振の一年を送らざるを得なかつた。

尙ほ個々の社會事業部門において特筆すべき事は、醫療事業における無產者醫療の進出であらう。昨年來諸無產政黨より醫療同盟の如き左翼團體に至る迄此方面に進出して無產者診療所の設置その他に華々しい活躍を續けてゐる。

## 第一篇 社會事業行政

### 第一章 社會事業行政一般

#### 第一節 社會事業行政機關管掌事務

社會事業行政事務は中央にあつては、主として内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及び主要都市に於ける社會課に於てそれゞゝ事務規定に従つて管掌してゐる。

社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

## 内務省社會部分掌事務

**保護課** 一、罹災窮民救助其他恤救に關する事項 二、軍事救

護に關する事項 三、感化院に關する事項 四、兒童保護に關する事項 五、他課に屬せざる社會事業に關する事項 六、震災救護殘務に關する事項。

**福利課** 一、住宅の供給改善に關する事項 二、公設の浴場質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利增進に關する事項 三、社會教化事業に關する事項。

**職業課** 一、職業紹介其他失業救濟及防止に關する事項 二、失業保險の調査に關する事項。

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救濟、軍事救濟、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋浴場、市場、食堂、宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社會教化職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等である。

又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴つて、管理事務の範圍が次第に擴張されて來た。現在市營事業の主なるものを擧ぐれば、窮民救恤、救療、職業紹介公設質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、產院住宅供給等である。

## 1 學務部長會議に於ける内務大臣の訓示概要、指示

**内務大臣訓示概要——我皇室が萬民を転念し給ふことの、極めて渥くあらせらるゝことは、茲に更めて申す迄もないことであります**が、此の度、特に醫療の資として巨額の御内帑金を下賜あらせられましたことは、洵に恐懼感激に堪へぬ所であります。政府に於ても、非常時對策の一として、醫療救護に必要な經費に付、帝國議會の協贊を經たのでありますから、各地方に於て、恩賜金の分配と醫療救護費の交付とを併せて、夫れ夫れ適切なる計劃を樹て、且、其の實施に當りては、成るべく恩賜財團濟生會其の他の醫療救濟團體を十分活動せしめ、殊に農漁山村に於て、疾病的爲困窮せる者に對し、救療の普及を圖り、以て聖旨の對揚を期するに務められんことを望みます。……

今回帝國議會の協贊を經たる羅災救助基金法の改正は、基金收入の一部を以て救護法施行に要する經費に充つることを得しめ、且非常時對策の一として、其の餘剩財源を、社會事業の助成其の他の必要なる經費に充ることを得るの途を開き、以て現下の窮迫せる地方財政の緩和に資すると共に、救助費用を擴張して羅災者の救濟上遺憾なきを期せんとするに在るのであります。諸君は克く此の改正の趣旨を體し、之れが適正なる運用を期する上に、一段の力を致されんことを望みます。

救護法の實施は、諸君の了知せらるゝ如く、國民多年の熱望に係るものでありますて、殊に現下の如き生活困窮者の簇出する各地の實情に見まするとき、本法の圓滑なる運用に期待する所、彌々多きを加へたるものと謂はねばなりません。諸君は深く思を茲に致され、以て窮民救濟の徹底を期する様、一層の盡力を希望

致します。

農漁山村の疲弊、中小商工業者の困憊は、日を逐うて懲々深刻を加へつゝあります。之が匡救の方途に至りましては固より多岐に亘るのであります。殊に公益質屋、授産施設、其の他の公私社會事業施設の活動に俟つもの頗る大なるものがありますから、改正羅災救助基金の運用と相俟つて、是等社會事業施設の普及發達を促進するに、最も適切有効なる施措を講ぜられんことを望みます。

失業の防止救濟は、亦最も政府の留意する所であります。失業者は今日尙其の數を減少するに至らず、其の生活は懲々困難を加ふるの状況であります。由りて、從來失業應救事業の起興を認めたる六大都市關係府縣及福岡縣等の外、此の際、更に範圍を擴張して、失業者の多き各都市に於ても、本事業の起興を認め、之が助成の方を講じ、失業者救濟の徹底を圖ること、致したのであります。而して之が事業の選定並に施行の時期及地域等に關しては、克く各地方に於ける失業状況に適合せしめ、就勞の統制宜しきを得、眞に要救護者保護の實績を擧ぐるに努むることが、最も肝要であります。諸君は具に地方に於ける失業状況を査察し、關係公共團體を督勵して、速に適切なる救濟事業を起興せしめ、失業者の救濟に、一段の努力を致されんことを望みます。國民の間に於ける多年の差別的偏見を打破し、以て融和の實を擧ぐるは、極めて緊要のことでありまして、此の點に關しては、從來屢々諸君の留意と努力を促した所でありますが、近時經濟界の不況に伴ひ、一部同胞の疲弊も亦殊に甚しきものあり、一般救濟土木事業

のみを以てしては、到底救濟の目的を達し得ざる實情にあるのであります。依つて政府は、必要な地方に對しては、更に適切なる事業を起興して、就勞の機會を得しむること、以て其の生活の安定と融和の促進とに資する考へであります。諸君は此の趣旨に鑑み地方の状況に應じて適切なる施設を講じ、其の生活の安定向上を圖り、地方改善の目的を達成するに遺憾なきを期せられんことを望みます。

**指示事項**——一、醫療救護に關する件、一、羅災救助基金法改正に關する件、一、救護法の徹底に關する件、一、軍事救護に關する件、一、公益質屋に關する件、一、地方改善應急施設費に關する件、一、國民更生運動に關する件、一、農村及中小商工業關係元利支拂資金金融通の件、一、一般勞働者失業應急事業、一、失業應急事業費充當地方債に關する件、一、失業應急事業費充當地方債に關する件、一、失業狀況(推定)月報並に失業應急事業成績報告に關する件。

## 2 六大都市社會行政主任者打合會

内務省社會局は九月七日六大城市の社會行政關係の局課長を招集し關係府縣の學務部長も出席の上左記事項に就き打合に於ける多年の差別的偏見を打破し、以て融和の實を擧ぐるは、

打合事項——一、食糧補給の程度及方法に關する件、一、食券白米券給與に關する件、一、要食糧補給者の生活調査等に關する件、一、食糧補給費に關する件、一、食糧補給の爲要する事務費に

關する件、一、無料宿泊所建設に關する件、一、小額給料生活者失業應急事業に關する件、一、失業者生活状態調査に關する件、一、失業労働者の就労統制に關する件、一、労働者失業應急事業に關する件。

## 第二節 社會事業行政費並公的施設費

第五十一回統計年鑑によれば、最近五ヶ年の社會事業行政費並に公的施設費及び社會事業を目的としたる道府縣市町村債は次表の通りである。尙内務省所管及府縣市町村豫算額の細別は第四部統計第一表参照。

社會事業費（單位千圓）

内務省所 管總額	社會事業費（單位千圓）				
	昭和七年 度	昭和六年 度	昭和五年 度	昭和四年 度	昭和三年 度
道府縣	三、三六	三、三七	三、三五	四、二〇	四、九三
市町村	一	二四、四五	二〇、八〇	一四、〇三	一四、二三
計	三五、九三	六一、〇五	三五、一〇	六、〇九	六、三三

備考 内務省所管總額中、昭和七年度は豫算、六年度は現計、他は決算である。道府縣市町村の昭和六年度は現計、五年度は豫算其他は決算。

## 社會事業關係地方債（同上）

	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年
道府縣	六三、四〇	五七、五九	五三、八九	四七、六七	四三、三八
市町村	七七、八〇	七三、三三	八三、五三	八三、五六	七〇、六〇
計	一四〇、三六	一二六、八九	一二四、四一	一一三、一七	一一三、九五

## 第一章 私營社會事業

### 第一節 私營社會事業統制

昭和五年度の内務省所管社會事業施設數は第十一回社會事業統計要覽によれば、一、四九五であつてこれが公私類別は次表の如くである。

事業名	公 設		私 設	計
	(イ) 社會事業に關する機關	其		
(ロ) 兒童保護	四六	九九	一、三八七	三七
(ハ) 經濟保護	四〇	三九	七六	三七
(ニ) 失業救濟及防止	三〇	九八	三九九	三九九
(ホ) 救護	一六	五五	三六四	三六四
(ヒ) 醫療保護	二六	三〇	三九七	三九七
計	一四五	二九九	四七四	四七四

以上についてみれば私設は公設の約二倍の經營數を示し、經濟保護と失業救濟及防止を除いて私營は各種事業に亘つて斷然優位を呈示してゐる。

私營社會事業は各々官廳の監督を受け、各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。これらの連絡統一機關は私設四三にて公設のものは存しない。この他昭和六年七月全日本社會事業聯盟が成立した。その創立の経過その他に關しては前年度版本年鑑に之を掲げた。

▲西日本私設社會事業聯盟第四回總會——五月九日、於熊本巿公會堂。

### 總 會 決 議

一、社會事業助成法を今期通常議會に政府案として提出せらるゝ様其筋に建議し之が實現を全日本私設社會事業聯盟に委嘱する事。

一、東日本私設社會事業聯盟並關西私設社會事業聯盟と相提携し全日本私設社會事業聯盟をして結成總會の決議並に其後の新事業を速かに實現せしむること。

## 第二節 私營社會事業の經費

社會局の第十一回社會事業統計要覽によれば、昭和五年度公私別社會事業經費は、公設にあつては九、一一〇、〇六六

圓にして、私設は三二、五〇六、九四一圓となつてゐる。之を事業別に示せば次の如くである。

事業別	公設	私設	計
社會事業に関する機關	四、二三六、七二〇	四、六六五、七三六	
兒童保護	一、三三、四六〇	二、六八、三五五	
經濟保護	?	?	?
失業救濟及防止	一、五九五、八五	九六九、二七五	二、五六五、二三
救護	九〇六、三四三	一、三三、八四〇	二、二四〇、一九三
醫療保護	四、六三三、五九四	六、〇三五、一九八	一〇、六六八、七九二
其他	二八二、七七七	一七、三〇三、五四三	一七、五六、三〇〇
計	九、一三〇、〇六六	三、一五〇、九四一	四一、三一〇、〇〇〇

以上について見れば私設社會事業經費は公設のそれに對し三倍以上を示してゐる。私設社會事業費中最多は醫療保護で最少額なるは失業救濟の項である。

## 第三節 私營社會事業と獎勵助成

### 一 社會事業資金、御下賜及獎勵金

畏き邊りでは紀元節の佳辰に當り恒例により事業御獎勵の思召しから全國社事業團體七〇三團體に對し金二十萬數千圓下賜された。

團體 内務省所管——三一六團體、司法省所管——一九三團體  
文部省所管——六三團體、遞信省所管——二團體、拓務省所管  
——一二九團體。

内務省の奨励——内務大臣は今紀元節の佳辰に當り社會事業獎勵の爲全國社會事業團體中特に優良なる三〇八團體に對し、獎勵金三萬四千圓を交付した。其の團體名左の如し。

感化(七) 感化事業後援(五) 育兒(七〇) 幼兒保育(六一)  
兒童及少年保護(二) 養老(一一三) 施薬救療(三一) 病者慰安(三) 窮民救助(三) 職業紹介(四) 宿泊保護(一三) 援產(九) 隣保事業(一〇) 婦人保護(五) 異常兒保護(六) 貧兒教育(八) 勞働者教育(一) 勞働者保護(四) 各種救濟(一一) 聯絡統制(六) 其の他(五) 計三〇八。

## 二 恩賜財團慶福會の奨励助成

恩賜財團慶福會は私設社會事業助成のため紀元の佳辰に當り建築設備を緊急とする一般社會事業團體五十二團體に五六、五〇〇圓、久宮兒童保護資金に依り乳兒保護事業成績優良なる八團體に二、八〇〇圓、原田翁社會事業資金より二十九社會事業團體に対し二〇、二〇〇圓總計八十九團體に對し七九、五〇〇圓の助成金を交付した。

この他震災善後施設費補助として一二一團體に對し最高一、五〇〇圓最低一〇〇圓の範圍で總額四一、五〇〇圓を同日交付した。

昭和七年度に於ける社會事業關係の低利資金融通額中簡易生命保險貸付によるもの三一六、五〇〇圓にてその内訳は左の如くである。

件	圓	件	圓
簡易生命保險積立金貸付(簡易保險局、簡易生命保險積立金貸付狀況による)		公設職業紹介所	四、〇〇
共同宿泊所	一	公立結核療養所	一一、九〇〇
公益市場	セ 二〇一、一〇〇	公設質屋	三、八、五〇〇
	計		三、三二六、五〇〇

## 第二二篇 社會事業施設

### 第一章 救護事業

救護事業といふのは官公費の救護、院内及院外救護、一般窮民救護、特殊救護及び方面委員の事業を總稱するものである。

これらの救護に對しては從來幾多の缺陷を有したのであるが、昭和四年兩院を通過せる救護法が、昨年その實施に要す

る経費が追加豫算として計上され、次で施行細則も公表されて、本年一月一日より實施されるに至つた。

## 第一、事業成績

昭和七年四月より同年九月に至る救護法に依る被救護者總數は一〇九、一〇七人にて、之を其費用負擔團體別、扶助種類別及同被救護事由別に見れば左の如くである。

### 費用負擔團體別被救護者(自七年四月至七年九月)

道府縣	市		町		村		計
	實人員	金額	實人員	金額	實人員	金額	
	二、二九	三、〇一七	三、八三	五、五九八	毛、八九	六一、〇〇	九七、九四
	一、〇〇	一、〇〇	三、五八	八、九一	一、五七	二、一六六	三〇九、七三
	三、一九	四、六〇四	四六、五七	七六、一三	毛、四七	九七、九三	一、五三八、六九
收容							一〇九、一〇七
計							

### 扶助種類別被救護者(自七・四至七・九)

生活扶助	醫療		助産		生業扶助		計
	居住	收容	居住	收容	居住	收容	
實人員	八七、三五	六、七三	九、五八	四、二六	一、〇九	六六	九七、九四
	(三、二三)	(三、七四)	(三、二三)	(三、七四)	(三、七四)	(三、七四)	(三、七四)
金額(圓)	一、一五、六三〇	一九六、〇三一	五、三三	一二三、五六	四、七〇八	一、一、二二八、九三	三〇九、七三
收容							
計							

備考 括弧内は同一人にして二種以上の救護を受けたる者を示す。

### 事由別被救護者（自七・四至七・九）

者	六五歳以上 の老衰	十三歳以下 の幼者	妊娠婦	不 病疾者	精 神耗弱又 は身體虛弱 者	疾病傷病者	保育の母 者	計
	百分比	三・九一	四九・〇四	九六	七・六七	一四・八九	三一	一〇五、一六
實人員								
	三〇・五五	四四・九一	〇・八三	七・〇三	一・九六	二三・六一	〇・六六	100・00

尙昭和五年度に於ける救護法第四條による全國方面委員設置の狀況は左の如くである。

### 救護法第四條の委員（昭和八年三月未現在）

委員實數	委員現在數	委員設置數	委員未設置數	自治體數	自治體數
全國	三、五八〇	三、一四四	六、九一五	四、五九五	二、五三〇
市	九、一二三	八、零九九	一一七	—	二七
町村	三、四四七	三、五五九	六、七九八	四、五九五	二、三九三

### 第二 救護法の改正

#### 改正要點

内務省は上記原因に基く救護法運用上の不備を除くため之が對策として罹災救助基金法を根本的に改正し、積立金の利子より生ずる收入の一部を救護法の施行財源に充當せしむることに決し、罹災救助基金法中改正法律案を第六十三議會に提出した。同法案は兩院を通過し、九月七日公布即日施行されることとなつた。同改正法全文は本年鑑附錄一に掲げた。改正要點のみを左に摘錄する。

救護法實施後半年の實績をみると救護人員六萬人内外にて要救護者十萬餘人の半數程度にしか達せざる有様であつた。その原因是主として救護手續の煩鎖なると地方財政の窮迫とありと見られ、早くも各方面に救護法改正の聲を聞くに至つた。かくて内務省は七月同法の徹底的施行の計畫案を立案

一、基金（府縣の最低積立金五十萬圓）から生ずる利子の收入よりその年度の救助費管理費、補助費及基金運用上の損失を控除したる殘額の二分の一以内は原則として救護法の施行財源に充當し得るの途を開きたること。

二、地方財政に特別の事情あるものに付ては七年度以降三ヶ年内務、大藏兩大臣の許可を経たるものに限り救護費以外の經費にも

支出し得るの辨法を講じたること。

三、罹災救助の徹底を期するため現在の救助費支出範囲即ち避難所、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、就業費、學用品費、運搬用具費、人夫費以外更に「災害の際死亡したる罹災者の埋葬費」をも支出し得ること。

以上の三點である。而して現在の基金總額は約八千五百萬圓、之によつて生ずる利子は一ヶ年約四百萬圓あるからこの内當然支出すべき救助費その他の義務費約百萬圓を控除し殘る三百萬圓の半額たる百五十萬圓が事實上支出し得る譯である。

## 2 救護法の補助額増加

内務省は救護法の徹底的施行を計るため罹災救助基金法を改正し救助基金の利子の約半額を府縣に給與する途を開いたが、救護法施行の實體たる市町村中には財政窮迫のため、救護費の負擔に堪へずして救護を行ひ得ぬもあるに鑑み、その對策として救護法施行令に改正を加へ、救護費の支出困難なる貧弱町村に對しては、道府縣より法定額たる救護費總額の四分の一以上の補助を與へる事に決定し、直ちに救助法施行令を改正することとなつた。改正要旨左の如し。

一、道府縣は必要と認むる市町村に對し救護法第二十五條の救護費及救護施設費などの外に必要な經費を補助し得ること。

一、右補助額の増加は同施行令第二十四條乃至第二十七條の控除額に之を算入せざること。

官公費による救護とは恤救規則によるもの、棄兒養育米給與方によるもの、行旅病人及行旅死亡取扱法によるものを指す。

### (1) 恤救規則による救護

最近五ヶ年の恤救規則による救護の狀態は、次表の如く救助人員に於ても、救助金額に於ても遞増を示し、年末現在では大正十三年と昭和三年とを比較すれば殆んど二倍に近い數を示してゐる。

恤救規則による救護累年表（第四十三回内務省統計報告）

	昭和三年 人	同二年 人	元年 人	大正十四年 人	同十三年 人
救助人員	一七,四四三	二三,七〇七	三,〇五九	二,七九一	二,五五五
死亡廢停	四,一二	四,六〇	三,四八〇	三,六六	三,九二〇
年末現在	三,三三一	一〇,四六〇	八,五七七	八,二二二	七,五四七
救助金額	貳九,〇〇〇 圓	五七,九〇〇 圓	四〇,〇五〇 圓	四六,七五〇 圓	三一,四五〇 圓

### (2) 棄兒養育未給與方による救護

棄兒の貰受者若くは預り人に對して、棄兒が滿十三歳となるま

で、その養育料として年々米七斗を給與するものであつて、昭和三年の養育人員は七二七人となり、養育費九八、〇八一圓となつてゐる。五ヶ年の成績を見れば累年遞減の傾向を示してゐる。

棄児養育累年表（同上統計報告）

	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
人	人	人	人	人	人
養育人員	七七	八五	八三	八九	八〇
廢止人員	二三	一三	一五	一四	三九
年末現在	六四	六五	六七	九九	三三
圓	圓	圓	圓	圓	圓
養育費	六、〇八	一〇一、五三	一〇一、九三	一〇一、七〇	九三、七三

## (3) 行旅病人及行旅死亡人救護

昭和三年に於ける行旅病人の救護人員は五、八五五人にして救護費は五二七、四一五圓であり、五ヶ年を通じて見れば人員に於ては一高一低であるが、経費に於ては遞増を示してゐる。更に行旅死亡者は昭和三年には三、七五九人で、経費五二一一六圓である。死亡者は累年僅かであるが増加してゐる。

行旅病人救護累年表（同上統計報告）

	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
人	人	人	人	人	人
救護人員	五、八五	六、八五	七、四六	七、二六	六、三三
死亡者	二、三九	二、一七	二、三四	二、三三	二、〇八

	年末現在	二、九八五	二、七四九	二、七四九	二、七〇六	二、四三三
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
救護費	三七、四五	四六、六八	五〇、六〇	四六、三五	四四七、八三	四四七、八三
人	人	人	人	人	人	人

行旅死亡人取扱累年表（同上統計報告）

	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
人	人	人	人	人	人
死亡者	三、七九	三、六六	三、六〇	三、六六	三、五七
辨償金	三、二三	三、八九	三、〇六	三、七九	三、九七
圓	圓	圓	圓	圓	圓

## (4) 其他の救助（同上統計報告）

昭和三年度に於ける以上の他の救助に就て表示すれば左の如し。

事業別	事業數	経費其他	救助人員其他
院内救助	三	八〇三、九三	一、六七
院外救助	一七	三〇六、六六	六、六九
老癡保護	六	四二、三二	二、四三
軍事保護	一	一、四七、〇六	二、二九
軍人遺族後援	二	六三、一三	二、七七

(5) 軍事救護

昭和六年度並最近五ヶ年に於ける軍事救護成績は左の如く

である。

### 昭和六年度軍事救護成績表

救護種別	戸 敷	人 員	金 額
生 活 扶 助	三、五二五 戸	七一、五三八 人	一、六九八、一四〇 圓
醫 療	(四五五) 八一	(四九七) 九六	三三、九七〇
助 生 業 扶 助	(七)	(七)	一一九
醫時生活扶助	(四) 一	(五) 六	一、七三一、六三二
埋 葬	(二八) 一	(二八) 三	一、二七五、四七〇
計	(三一六〇四)	(三一六〇三)	一、二七五、四七〇
備考 括弧内の數字は二種以上の救護を示す。 自昭和二年 至昭和六年 軍事救護成績表			

備考 昭和六年度救護人員及金額が前年度に比し著しく増加したるは支那事變ありたるに依る。

その他軍事救護に關し特記すべきは、滿洲事變勃發により出征軍人の遣家族救護を必要とするに至り、之がため本年三月軍事救護委員會が設置せられたる事と、本年八月一日傷痍軍人特別扶助令が公布實施せられた事であらう。

#### (イ) 軍事救護協議委員會の成立

滿洲上海事變に依る出征軍人の遣家族救護について内務省、陸海軍省並に各關係民間團體との連絡統一を圖るため内務省が主催したる派遣軍人遣家族救護に關する協議會は三月十九日午後三時半より内相官邸に開會。現在は各地方長官を中心として各團體、市町村並に軍部が連絡を取つて救護に當つて居るが、今後は中央、地方を通じて關係當局並に各團體間に完全なる連絡統一を取り、救護事業に一層遺憾なきを期することに決定し、之が爲め本日會合したる各官廳及び民間團體代表者を以て「軍事救護協議委員會」を設置し、必要に應じて隨時會合を催し、又他の團體の參加をも求めることに一決。

#### (ロ) 傷痍軍人特別扶助令の公布

陸軍省は大正十二年九月以前に一時賜金廢兵となれる者に限り之を優遇する事に決した。所要經費一七三一、〇〇〇圓は第六十三議會を通過せるを以つて勅令「傷痍軍人特別扶助

令」並に施行細則を公布し、八月一日より之を實施する事となつた。

右によれば第一款乃至第四款症に相當する廢兵に年金を給與し

第五乃至第十款症に相當する廢兵に一時賜金を支給するものであつて、本年優遇せらるべきもの一一、五八七名（内下士八二〇人兵一〇、七六七人）である。

### 第三節 方面委員

#### 1 方面委員現況

昭和五年度における方面數は八三で内、公設七六、私設七である最近三年の委員數、取扱件數及經費を示せば左の如し。

委員數	取扱件數	經費
人	件	圓
昭和四年	一八、九三	六三〇、九三
同五年	三、七〇八	一〇、三七、一八
同六年	三、七〇七	一、八〇、九九
		六〇八、三八
		(註)

(註)北海道は不明なり。

次に方面委員の事業を財政的に援助する方面委員後援會は現在（昭和五年）二府十七縣にあつて合計一四五何れも私設である。これが經費一九四、三六四圓にして資產は七九七、六五五圓である。以下本年に於ける方面委員の主なる活動狀況を摘要。

記しやう。

#### 2 方面委員の活動狀況

全日本方面委員聯盟發會式（三月二十六日、東京市外飛鳥山愛依村莊）

全國各府縣代表三百名出席。種々の協議を遂げたる後清浦奎吾伯を會長に推戴し、左記の宣言を發表した。

#### 宣言

我等三萬の方面委員茲に結んで全國聯盟を組織し相輔まして社會奉仕の精神を昂揚し相警めて公平不羈の本分を確守し救護法及軍事救護法の適正なる運用に努め任意的救助の擴充徹底を圖り生民を塗炭の苦みより救ひて社會不安の根源を艾除し傷痍軍人並に軍人遺家族の救護に盡して奉公の誠を致し以て方面委員制度の根本に培ひ其の堅實なる發達を遂げむことを期す。

全國方面委員代表者會（七月二十三日、於內務省社會局）

協議の結果全會一致左記の如き宣言書を發し、尙且つ政府當局の了解と援助とを求むる陳情書を作成せる他、殊に地方窮乏に対する醫療の普及を緊急事とする此際濟生會の一生活動を要望するに決し濟生會長德川公に決議書を提出する事を全會一致可決した而して出席者は各々七班に分れて首相、内相、藏相、陸相、樞府議長その他關係當局に陳情嘆願した。宣言、陳情並に決議左の如し。

## 宣 言

吾等方面委員ハ刻下ノ重大ナル世相ニ鑑ミ互ニ相勵マシ全力ヲ盡シテ隣人ノ救濟教化ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ廣ク朝野ニ訴ヘテ國民相互ニ奉仕ノ精神ヲ高メ隣保相扶ノ我ガ傳統的國民精神再建ヲ計リ以テ此ノ難局ヲ打開セントヲ期ス。

## 陳 情 書

刻下ノ世相ハ益々貧困者ヲ増加シ、窮乏ノ度ヲ深刻ナラシメテ居ル陰慘ナル實狀ニ鑑ミ我等全國三萬ノ方面委員ハ全力ヲ擧ゲテソノ救濟ニ盡シツ、アリト雖モ政府當局ニ於テモ速カニ左記救貧方策ヲ强行セラレタク此段及嘆願候

## 記

- 一度、救護法施行ニツキ府縣及市町村ヲ督勵シテソノ徹底ヲ圖ラレ
- 二、救護法ニ該當セザル貧困者ニ對スル醫療ノ普通ヲ圖ラレ度
- 三、救護法ニ該當セザル貧困者ニ對スル救助即チ生業扶助等ニ遺憾ナキ措置ヲ取ラレ度

## 決 議 書

- 恩賜財團濟生會ニ於カレテハ刻下社會ノ實狀ニ鑑ミ聖旨ニ基ク救療ニ遺憾ナカラシムルタメ速ニ政府ノ補助ヲ要請シ或ハ有志ノ寄附ヲ求メ或ハ基金ノ支出ヲ敢行シ以テ此ノ難局ニ善處セラレンコトヲ熱望ス

## 右決議ス

六大城市方面委員協議會（四月二十二、二十三兩日、於帝國鐵道協會）議案並に協議結果は次の如くである。

一、日本放送協會納付金を以てする結核豫防施設中、結核相談所並に結核巡回看護班の設置を速に實現せしめらるゝ様其筋に建議するの件（横濱市提案）。大臣及び長官に建議することを提案したもので滿場一致可決した。

二、救護法實施の状況の件（名古屋市提案）の救護法實施後僅かに三ヶ月にしてまだ研究の過程にあるから協議することは時機尚早とし、懇談問題として保留することとした。

三、兒童虐待防止法制定の件（名古屋市提案）。尙研究して協議する必要ありとし保留することとした。

四、浮浪者保護に關する件（名古屋市提案）。浮浪者を善、惡、中間にある者の三階級に分ち、之を別々に收容する無料宿泊所を設置する必要ありとし、其の設置を本協議會の名を以て各府縣知事に建議することを提案したが、異議を唱へる者があつて、建議する事は否決され各都市の必要に應じて適當に考慮することとした。

五、入營者應召者並に其遺家族救護に關する件（名古屋市提案）。法律改正に關する建議は方面委員の本務を超え、又對外的に好感を與へないから建議は保留して、本法の運用に精進することを申合はせた。

六、カード者に對する小住宅助成法制定に關する件（名古屋市提案）本案は極めて重大な問題であるから研究問題として保留すべ

きであるとの動議で協議に入らず。

七、醫療國營に關する件(名古屋市提案)。醫療が國營とならなければ、方面委員は醫療に對して如何なる處置を取るべきかの研究問題に變へたいと前提案を撤回した。

八、浮浪者中モヒ中毒者に對する適切なる方策如何(兵庫縣提案)他の五大都市に對してモヒ中毒患者療養所設置を勧めた。

九、鮮人住宅問題に關する件(兵庫縣提案)。動議により翌日の懇談問題とした。

十、醫療を目的とする要保護者の都市集中防止の爲め地方に救護機關設置方に關し、政府は當局へ建議するの件(東京市提案)。政府當局への建議に關する實行運動に就いては、東京市に一任することに決定した。

#### 追加議案

一、内務大臣、社會局長官、其他關係官廳に向つて方面事業の視察方を建議する件

二、前内務大臣安達謙藏氏、中央社會事業協會總務部長長原泰一氏に感謝狀贈呈の件

### 第四節 其他の救護運動

「全國救護事業協議會」が七月二十一、二十二兩日社會局に於いて開催され、次の事項について審議がなされた。

一、被救護者に關す件

(一)、救護法第一條中年齢制限改正に關する件(第一協議題第一

委員會附託)(イ)、法第一條第一項中六十五歳以上とあるを六十歳以上となすこと。(ロ)、法第一條第二項中十三歳以上とあるを十五歳となすこと。ハ)其他。(ニ)、救護法を受くる姪産婦が死産をなしたる場合に於て死産兒の埋葬費支出をなしうる様法律改正に關する件(同上)(三)、救護法第二條扶養義務者の解釋を民法に扶養の資力と謂ふに從ふ様改正方取計はれだし(同上)(四)、法第二條の適用に關し扶養義務者、扶養をなさざる場合の特例を設くるか又は扶養能力ある扶養義務者に對し扶養強制の規定を設くこと(同上)(五)、内縁關係の夫婦を本法に於て之を認むること(同上)(六)、被救護者に對し汽車汽船乗車船賃割引に關する件、(同上)(七)、不監督精神病者の救護に關する件(即決當局の説明に依り一應撤回)(八)、被救護者の救護標準一定に關する件(前項の一と合併)(九)、救護法實施に關する各種心得徹底に關する件(第一協議題第一委員會附託)(一〇)、家族間に救護法に依る生活扶助を受くるものあるときは其の世帯者全部公民權を停止せらるゝは不合理と認めらるゝにより改正せられんことを望む(同上)(十一)、恩賜財團濟生會の醫療救護と救護法の醫療救護との關係に關する件(同上)(十二)、幼兒保育の爲母と共に救濟する幼兒年齢繩上の件(同上)

#### 二、救護機關に關する件

(一)、市町村當局並に委員の優遇方法に關する件(撤回)(一)、救護は居住地若は現在地の市町村長之を行ふは法第三條の明示するところなるが特別の事由ある場合にありては當府縣にありて直接

之を行ひその輕費は法第十八條及第十九條該當者の場合と雖も道府縣並に國庫に於て負擔しうるやう改正すること。尙前項の場合、特別町村に對しては一定期間救護費は道府縣並に國庫に於て全額負擔するやう改正を望む(第一協議題第二委員會附託)  
(三)、市町村と委員との連絡提携を緊密にすること(次項四に合併)

(四)、救護事業連絡機關設置に關する件(第一協議第二委員會附託)

### III、救護施設に關する件

(一)、輕費診療所をかね救護施設を開設せんとするものに對してはその施設全般を本法による救護施設として認可するは支障無之と認めらるるも右施設に限り令第二十五條第二項の適用を除外せられ度(第一協議題第二委員會附託)。(二)、救護施設認可内容に關する件(同上)。(三)、救護施設を設置せんとするも現在國庫の補助を得ず被救護者を擁して各地とも救護法運用上支障を來すこと渺からず、よろしく豫算を計上して救護施設に關する補助を速行せられ度(同上)。(四)、育児團體の院外委託を認むる件(同上)

### IV、委員に關する件

(一)、委員の訓練、指導並に進路に關する件(第一協議題の二の四に併合協議)。(二)、委員に關する費用は通牒により委員の費用辨償と限定せられたるを以て委員の事務費(調査上必要なるカード其他用紙など)は之を縣費支辨の關係上委員網を完成する上に支障ありよつて本法第二十三條の委員に關する費用中に事務費をも包含せしめ支出するようせられ度(第一議題第二委員會附託)

(三)、委員補缺選任の場合の任期は前任者の殘任期間とするに致度(撤回)。(四)、委員は市町村の任意に委ねず、強制的に設置せしむること(第一協議題第二委員會附託)。(五)、委員を設置する市町村及委員の定數は市町村に限り之を定めしむること(前項四に合併)。(六)、委員の選任又は解任にありては之を市町村長の權限たらしむること(前項四に合併)

### 五、救護費に關する件

(一)、昭和七年度救護費に對する國庫補助金、各府縣に於て剩餘を生じたる時は右剩餘金は便宜當該府縣内救護施設の創設若くは事務費に對する補助金として補助せらるるやう其の筋に依頼すること(第一協議題第二委員會附託)。(二)、羅災救助基金の利子を救護法施行其他社會事業費に使用し得る途を開かせては如何(即決建議)。(三)、救護費に對して國庫並に府縣費補助割一主義打破の件(第一協議題二の二への合併)。(四)、救護費補助規定に關する件(第一協議題第二委員會附託)。(五)、救護費の財源に關する件(同上)。(六)、救護費償還に關する件(同上)。(七)、救護費國庫補助率引上に關する件(第一の二の二合併)。(八)、財政的貧弱町村には補助率を増す必要なきや、ありとすれば其の方法如何(第一の二の二合併)。(九)、救護費支出に付事務簡捷に關する件(第一協議題第二委員會附託)。(十)、醫療費の限度擴張に關する件(十一)、救護費國庫補助に付委任せらるべき豫算は府縣に於ては年四回に分ち概算拂となすこととなれるも之を清算拂となす事に變更方其の筋へ要望の件(第一協議題第二委員會附託)。(一一)、埋葬費支出の範圍を擴張すること(同上)。(一二)、國庫補助率を二分の一とすること(第

一の二の二合併) (一四)、救護法により救護を受くる世帯に於て其の一部の者は特別法(精神病者監置法、結核豫防法、瀕豫防法)

により救護を受けて居る場合の右の者死亡したる時其の埋葬費は各特別法より支出し得る様改正方建議する事(第一協議題第二委員會附託)

#### 六、救護の種類及方法に關する件

(一)、被救護者、看護人救護に關し救護法を改正せられんことを其筋に建議するの件(第一協議題第一委員會附託)(一)、生業扶助

費を受くべき者の範圍を擴張せられんことを其の筋に建議するの件(第一協議題第二協議題に繰入)(二)、醫療救護が未だ普及せざるは町村當局と醫師との諒解連絡に缺く所あるにもよるものと認めらるるを以て政府及日本醫師會に於ては特に此の點に留意し適當なる方策を講ぜられたし(第一協議題第一委員會附託)(四)、醫療、助産救護の爲醫師、藥劑師、產婆は特に指定の方法に出づることなく、開業者全部が當然醫療助産に從はしむることに改めては如何(同上)

#### 七、救護の手續其の他に關する件

一、本法被救護者は各種選舉法中缺格條件より除外するよう改正を望む(同)(一)、抹消す(二)、救護の強制救護に關する件(第一協議題二の二へ合併) (四)、救護は申請を保ずして凡て委員の申具により之を爲すことと改めては如何(第一協議題第二委員會附託)

### 第二 協議題に關する意見

#### 一、兒童救護に關する件

(一)、學校給食實施促進の必要を認む(第二協議第一委員會附託)  
(二)、兒童健康相談所、託兒所の增設を促し之に對し國庫より補助あり度こと(同)(三)、公私施設に於ける町村の要救護兒童救護費の豫算計上の再現を望む(同上)

#### 二、老人救護に關する件

(一)養老院孤兒院に對し國庫補助に關する件(第二協議題第二委員會附託)(一)、收容救護中の無籍者死亡の場合に於ける埋葬手續の簡便なる方法如何(同上)(二)、養老保險制定に關する件(同上)(四)、浴風園九州分園設置に關する件(同上)(五)、救護法施行に伴ひ廢止せられたる町村の要救護老人救護費の再現を望む(同上)

#### 三、不具廢疾者救護に關する件

(一)、施行令第二條第一號による不具廢疾者は其の救護を要する者又は自用を辨するに過ぎざる者に限られるも貧困者は其の輕重の如何に不拘要救護者の取扱を爲されたきこと(同上)(一)、適當の地に國立再教育機關設置を要望する若し國立にて設置せられ難きときは縣府は補助をなし之が設置を促進すること(同上)

#### 四、身體並精神缺廢救護に關する件

(一)、精神病院の經常費に對する國庫補助金の二分の一に増額しが設立を促進すると共に他面府縣に對し之が設立につき一層督勵の要あり(同上)(一)、精神病者收容施設を設ぐること(同上)

(三)、精神病院法に該當せざる者の收容所並に低能者保護施設の必要あること、済生會等に於て盲人開眼の施設をなす要あること

(同上)

#### 五、一般病者救護に關する件

(一)、巡回診療機關普及徹底に關する件(同上)(二)、結核療養施設普及發達に關する件(同上)(三)、共濟保險組合制度を樹立すること(同上)(四)、輕費診療、無料診療、委托診療普及徹底並にその經費に對し國庫補助に關する件(同上)(五)、數府縣を區域とする國立結核療養所及癲瘍療養所を設置すること(同上)(六)、現在の官公立醫科大學附屬病院をして單に醫學施療患者のみに止まらず一般救護者の無料又は實費診療を行はしめ漸次醫療の國營化を計ること(同上)(七)、モルヒネ中毒患者の對策を講ずること

(同上)

#### 六、浮浪者救護に關する件

(一)、簡易宿泊所、授産所の開懇事業等の施設創設費並に經營に對する補助をなし之が設置を促すこと(同上)(二)、浮浪者強制勤労所を設置すること(同上)(三)、浮浪者輸送に要する汽車、汽船貨割引に關する件(同上)(四)、浮浪者關係事業連絡に關する件(同上)(五)、浮浪者收容機關に關する件(同上)(六)、浮浪者に對して輕重を問はず救護法により救護せられたきこと(同上)(七)、強制勞働院を設立して收容救護をなし一面作業を賦課すること(同上)

#### 七、軍人遺族並傷病兵救護に關する件

無し

#### 八、其 他

(一)、町村を單位とする救護團體(例へば方面事業助成會)の普及徹底を望む(第二協議題第一委員會附託)(二)、遺失物法第十五條の遺失物を各府縣に交附し社會事業の爲に使用せしむるやうにせられ度(第二協議題第二委員會附託)(三)、救護に該當せざるもの任意私的救護の徹底に關する件(第一協議題第一委員會附託)(四)、私設社會事業に對する公費助成の途を講ぜられ度(同上)(五)、第二協議題に就いては第一項より第八項に至る各項を通じ救護の圓滿を期する爲左の事項による事、(イ)、先づ隣保相助の義を徹底すること、(ロ)、市町村に救護を目的とする財團法人の組織を獎勵すること、(ハ)前二項により難き場合は市町村費の補助をなして方面委員を中心に私的團體を作り、その團體に於て救護を行ふこと。(同上)。

## 第一章 失業者保護事業

### 第一節 一般施設

大正十四年以來財界の不況につれて失業者簇出したので政府は之が救濟のため同年冬期に失業者最も多き六大城市關係地方公共團體をして、主として日傭勞働者の施設を目的とする公營事業を振興せしめ、其の財源を地方債に求むるものに對しては從來通り、地方債許可方針の例外を認め特に之を許

可し、又労働賃銀に對しては國庫より其二分の一以内を補助し専ら失業の緩和に努めた。併し依然として失業者は漸増の状態であるので、政府は右と同様の計劃を以て毎年度冬期に於て六大都市關係地方の公共團體をして失業労働者救濟事業を施行せしめ、昭和二年には新に預金部低利資金融通の途を拓いて助成に努めた。昭和四年度に於ては社會政策審議會の答申に基き、其の施行を必要とする場合には必ずしも冬季に限定せず、又六大都市關係地方公共團體のみならず失業者多き地方に對しても其の施行を認め事業の對象は日傭労働者のみならず廣く一般労働者の救濟を圖る等その範圍を擴張し、労働賃銀のみならず労働手帳作製費に對しても其二分の一を補助するに至つた。又一般労働者のみならず智識階級の失業者所謂小額給料生活者にして失職困窮せる者に對する授職施設を六大都市關係地方公共團體に限り認め、官廳の依託に係る事務に對しては就業手當の全額、公共團體の事務に就ては就業手當の二分の一、就業手當以外の經常諸費及労働手帳作製費に對しては各其二分の一を國庫より補助する事になつた。實に昭和五年度に於ては、失業救濟事業の施行地域を擴張して單に六大都市に止めず、失業者特に多き地方に於ては起債し得るに至り、事業施設時期も冬期に限らない事になり、且つ救濟事業の對象が擴大せられた。

これ等の失業救濟の直接の衝に當るものは職業紹介所であ

る。職業紹介事業は年々取扱件數を増加してゐるが、尙改善整備を要請するもののが多々あるであらう。就中失業問題の重要な一般的對策として失業保険の制定なきが如きは根本的缺陷とすべきである。然し乍ら一般的にではないが大阪市に於いて新に本年六月より失業保険が設定されるに至つたことは、同保險設定の機運を促進する上に於て注目に値するであろう。

#### 職業紹介所經營主體數

職業紹介法による公益職業紹介所は昭和六年十二月末現在に於ては四二一（内、公立三七二、私立四九）であつたが、同七年十二月末に於ては四六二（内、公立四一九、私立四三）となり四一（内、公立四七増、私立六減）の増加を示してゐる。

取扱成績（昭和七年十二月末現在）

(1) 一般職業取扱數は求人數一、二一七、四五七、求職者數一、五〇二、四六八、紹介件數八六九、一四七、就職者數五四〇、七二五である。これを前年末に比較すれば求人數に於て八一、五〇七を、求職者數に於て一三六、三〇七を、紹介件數に於て六三、九九七を、就職者數に於て五九、四三二を各々増加してゐる。更に求人百に對する求職者數は昭和七年に於ては一二三、前年は一二〇、求職百に對する就職者數は本年に於ては三六、前年は三五であつて、昭和七年に於ては前者に於て三、後者に於て一を各々増加してゐる。

(2) 日傭労働者職業紹介數は求人數一三、八七〇、二八九、求

職者數一七、三九一、三四一、紹介件數一三、七七八、一〇三であり、求人百に對する求職者數は一二五、求職百に對する紹介件數は七九である。之を前年と比較すれば求人數に於て二、〇〇八、六三九、求職者數に於て三、一九四、六五〇、紹介數に於て二、〇二九、九八五を各々増加してゐる。

(3) 債給生活者職業紹介數は求人數一四、一四、八求職者數四九、〇三三、紹介件數二二、〇三八、就職者數一一、八九二である。尙ほ求人百に對する就職者數は三四四・一、求職百に對する就職者數は二四・三を示してゐる。

次に月別に就て見れば、一般職業紹介にあつては求人數は十一月が最も多く、十月、三月、二月、四月、十二月がそれに次いでゐる。求職者數は一月、三月、二月、四月、五月が多い。紹介件數では十一月が最高位を占め、三月、二月が之に次いでゐる。之に對して日傭労働者に於いては、求人、求職、紹介共に十二月が最も多數を示して居り、三月、二月は之に次いでゐる。最後に債給生活者にあつては、求人は十月、求職は四月、十月、紹介件數は四月、就職者數は十月、二月がそれべく高位である。

尙ほ、職業別紹介に於て、求人、求職共に工礦業に多く、商業、戸内使用人、雜業、土木建築の順で、農林業は最低である。以上詳細は「第四部職業紹介統計」参照。

次に職業紹介所の紹介者を以て組織する共済組合の成績を擧ぐれば左の如し。

日傭労働者失業共濟事業實績(自昭和七年四月至八年三月)						
施設名	月末現在加入者平均	出頭延		就業延		失業延人員受給延人員
		人員	人員	人員	人員	
東京市労務者共濟會	六、二八〇	一、五二五・四四五	九八五・一四四	五三〇・三〇一	一八一・二五五	
名古屋市労務者共濟會	三四四	七〇・九五五	三三・二二三	四七・八七三	一五・三六二	
神戸労働保険組合	一、三四九	三三六・九〇三	三三九・二七八	一七・九四八	一・一九七	
東京市労務者共濟會成績(年度末現在)						
昭和五年						
會員數	第一種		第二種		第一種	
	二〇・四七五		三・九八		一〇・六七六	
普通會費	二〇・四七五圓		三・九八圓		一〇・六七六圓	
延人員	一八七・二〇六	六九三・四四八	一、二〇九・三二八	九七五・九三八	四八・七六六	
昭和六年						
備考	第一種會員は日傭労働者、第二種會員は一般就職者を示す。因に、昭和五年度の失業手當給付は四四・九七八圓である。					
加入者數	掛金收入		共濟金支給		圓	
昭和七年	傷害	一、〇三〇・二三一	五二・九九四・四九	二三・八三五・四九		
(健康信用)		六・三三〇	八・四三六・四〇	三・〇五一・六		

同六年傷害一、〇三九、八七三、四九一・四一四一、六七・四二

健康信用六、四六八、三二・五〇二、四八一・四四

備考 健康信用共済は毎年二回の慰安會を催すことを例とし、

六年度は費用は約二、六〇〇圓である。

## 第一節 政府の施設

政府は昭和七年度失業應急事業として産業開發土木事業を実施した。この事業の實施に要する經費は國費地方費合せて五三、八九九、三〇〇圓に上り、内勞力費二七、四六三、九〇〇圓にて使用延人員三九、〇五四、六一九人である。その他時局匡救對策としての農村救濟土木事業豫算が第六十三議會を通過し、九月より着工を開始した。右の土木事業の根幹を

昭和七年度失業應急事業施行狀況（昭和八年三月末現在）

	事業費豫算額	同上支出濟額	勞力費豫算額	同上支出濟額	勞動者使用豫定延人員	同上實際使用延人員	一日平均使用豫定人員	同上實際使用人員
一般労働者失業應急事業	八、九〇三、六〇〇	四八、二一〇、三〇三	二四、四〇七、四二九	二五、二二四、三二六	二六、〇三八、一九三	一〇、五六三、三七七	四三、九四〇	二六、六三三
小額給料生活者失業應急事業	一、八〇四、三六八	一、六五五、五四一	一、六〇八、セニセ	一、五二七、三〇一	一、三三一、一六八	一、二二八、六六七	三、六四七	三、〇九二
臨時冬季失業應急事業	一、八五九、九〇四	一、五五〇、〇一三	七五五、六七三	七三三、九一七	五一八、三三四	五〇四、八三一 (四八八、三五四)	一、九二〇	一、二八二
總計	九〇、五六六、九三一	五一、四二三、八六六	二六、七七一、八〇九	一七、四九五、五三六	一七、八八七、七四五	(一〇、〇〇六、一六四)	四九、〇〇七	三三、〇〇七

なす所の内務省關係の國費總額は四八、八一八、〇〇〇圓にて、國費を基礎として實際に施行される工事費は府縣市町村の各負擔額を合せ總額七八、五〇四、五〇〇餘圓に上り、内勞力費四六二、一九六、九八五圓、救濟延人員六四、九七五、三七三人である（救農土木事業につきては本年鑑第三部第二篇第二章第一節參照）

内務省は農村救濟事業と並行して全國五十二大中都市をして事業費總額約二千四百萬圓をもつて九月より失業救濟事業を起興せしむる事に決定した。内勞力費は約七百十三萬圓にて、その半額を國庫から補助する事に決定した。（都市別事業費並に勞力費國庫補助額は之を次節に掲げた）

本年度に於ける失業應急事業施行狀況は次の如くである。

備考 勞働者實際使用延人員欄の括弧内は職業紹介所利用によるものの數を示す。

右の事業施行地は一般労働者失業應急事業に在りては概ね失業者特に多き地方にして、小額給料生活者失業應急事業は六大城市並東京、大阪、兵庫及愛知の各府縣、臨時冬季失業應急事業は東京府並に東京、横濱及川崎の各市夫々施行した。  
尙昭和七年度以降に於ける失業應急事業計劃（昭和八年三月末現在）は次の如くである。

#### 昭和七年度以降失業應急事業計劃（昭和八年三月末日現在）

年 度	事業費(圓)	使用労働者	國庫補助所要見込額(圓)	起債申請額	低利資金融通希望額(圓)
一般労働者失業應急事業	六年度繰越 七 年 度 八 年 度 計	三〇、九四三、一〇五 一六、六四二、九六五 一六、〇三四、〇〇〇 八九、五七一、二八三	一、〇四三、六三 一、一三三、四〇七 一、一三三、四〇七 一、一三一、〇四七	一 三九、八四八、三七〇 三九、八四八、三七〇 一 一、四三一、〇〇〇	一 三九、八四八、三七〇 三九、八四八、三七〇 一 四、四五一、〇〇〇
小額給料生活者失業應急事業	六年度繰越 七 年 度 計	一八、九三三 一、七八五、四三五 一、八〇四、三六八	一、〇三一、七三六 一、五九三、九八一 一、五九三、九八一	一 八、〇三八、九〇六 一、四三三、七三一 一、四三三、七三一	一 九、九一七 一、四三〇、九六六 一、四三〇、九六六
低利資金融通希望額(圓)	一 一、四三一、八五〇 一 一、四三一、一六八 一 一、四三一、一六八	一 一、四三一、一六八 一 一、四三一、一六八	一 一、四三一、一六八 一 一、四三一、一六八	一 一、四三一、一六八 一 一、四三一、一六八	一 一、四三一、一六八 一 一、四三一、一六八

備考 上掲昭和八年度分は起債事業のみなり。昭和八年度補助事業國庫補助豫算總額は七、〇二九、一八五圓、内事務費二九、一八五圓、事業費七、〇〇〇、〇〇〇圓にして内譯次の如し。

種 目	國庫補助見込額(圓)	使用労働者(人)
一般労働者失業應急事業	一、四六六、九四八	九、〇一四、七四六
小額給料生活者失業應急事業	一、五三三、〇〇三	一、四六八、四四〇

### 第三節 地方公共團體施設

内務省は本年九月全國五十二都市をして事業費總額二千四百萬圓をもつて失業者救濟事業を起興せしめたが、各都市事

米費總額並に勞力費國庫補助割當額は左の如くである。<sup>9</sup>

(單位千圓)

總事業費額三三五額國助勞庫

國額額助補費力勞庫

國額音三

總事業費額數勞力費國庫補助額二三

尙各府縣に於ける本年の失業應急事業實施の大略を窺ふ資料として地方歳出中土木局並に地方債現在高を掲げて置く。

地方歲出中土木費（單位百萬圓）

	府 縣	町 村	市	合 計
昭和二年	一三六・七	四五	二九一・四	三〇三・五
同 三年度	一三三・〇	四五	二三二	三〇三・九
同 四年	一三六・三	四三	二三一	三〇三・八
同 五年度	一三九・〇	三九	二三一	三〇三・七
同 六年度	一三八・八	三九	二二九・八	三〇三・六
同 七年度	一〇六・三	三〇	一七五・八	二九一・四
較前年との比 増減△	二・五	三・三	一七八・三	二九一・七
地 方 債 現 在 高 (単位百萬圓)				
昭和二年三月	三九	三三	一七〇・七	二九一・四
同 三年三月	三九	三三	一七〇・七	二九一・四
同 四年三月	三九	三三	一七〇・七	二九一・四
府 縣	三九	三三	一七〇・七	二九一・四
町 村	三九	三三	一七〇・七	二九一・四
市	三九	三三	一七〇・七	二九一・四
合 計	三九	三三	一七〇・七	二九一・四

同 五年三月	四全	二三	一、四六	(ハ) 失業手當金は連續失業二日間は之を支給せざること。
同 六年三月	五全	二六	一、四〇	(ニ) 失業手當金の支給は連續三日以内とし且十日間に四日以内たることとし、なほ最近十日間に一日以上労働に從事したる場合に限ること。
同 七年三月	五六	三三	一、五六	(ト) 失業手當金は五回以上掛金を納付したものに非ざれば之を支給せざること。
前年との比較	四異	五五	二、四八	
増減(△)	異	五五	一八	

#### 第四節 其他の保護事業

内務省社會局は東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横濱、福岡の七大都市に於いて明年度より實施せんとする日傭労働者失業手當制度（失業共濟事業）獎勵要綱を作成し本年十一月之を發表した。要綱は左の如くである。

##### 失業手當制度獎勵要項

- 一、日傭労働者の失業に對し相互救濟を行ふことを目的とする團體に國庫補助を與へ之を助成すること。
- 二、右助成は失業者特に多き大都市における團體に對し之を行ふこと。
- 三、右團體は職業紹介所に求職する當該都市の住民たる日傭労働者を以て組織するものたること。
- 四、團體の役員中には當該都市の吏員を加ふること。
- 五、事業施行に關しては左記各號に依ること。
  - (イ) 失業の認定は職業紹介所長之を爲すこと。
  - (ロ) 失業手當金は五回以上掛金を納付したものに非ざれば之を支給せざること。

- (ハ) 失業手當金は連續失業二日間は之を支給せざること。
- (ニ) 失業手當金の支給は連續三日以内とし且十日間に四日以内たることとし、なほ最近十日間に一日以上労働に從事したる場合に限ること。
- (ト) 失業手當金は五回以上掛金を納付したものに非ざれば之を支給せざること。

- 八、國庫補助を受けんとするときは經營主體において左記事項を具し内務大臣の認可を受くること。
  - (イ) 一般労働者及び日傭労働者の失業狀況
  - (ロ) 共濟加入見込數
  - (ハ) 團體規約及び共濟規程
  - (ニ) 事業豫算
  - (ホ) 一人當り掛金額算出基礎
  - (ヘ) 一人當り失業手當金額算出基礎
  - (ト) 失業手當に要する額の算出基礎
- 九、共濟規程を變更せんとするときはその理由を具し内務大臣の

認可を受くること。

その他の失業者保護事業としては財團法人大阪市労働共濟會が原則として大阪市立職業紹介所の紹介に依り大阪市内に就職し勤続六ヶ月以上の者を被保険者とする失業保険を設立し、昭和七年六月一日より施行したが、保険給付は保険料納付一ヶ年以上の者に對して行はるゝものにして其の實績は未だ明かでない。本年三月末現在に於ける加入者は同保險第一種乃至第三種總計四四七人掛金總額は二、三〇五・八〇圓である。

## 第三章 經済的保護事業

經濟的保護事業の主なるものは住宅供給と公設市場、公設食堂、公設質屋等の經營である。これ等の施設は經濟界不況の深刻化に伴ひ一般窮乏化の甚だしき現状において、尙ほ幾多の不備と缺陷を有つてはゐるが、量的には年々各地方に増加しつゝある。公設市場及公設食堂は不況を反映して兩三年來却つて減少を來し、その成績に於いても亦低下の傾向を示してゐるに反し同様の原因よりして公設質屋のみは著しい増加を示してゐる。以下各項に亘つて最近の概況を述べやう。

### 第一節 住 宅

**住宅組合** 昭和七年三月末現在に於ける組合數は二、七三七、組合員數三〇、六七四人、住宅建設費は六七、九〇六、三三六圓にて、大正十年七月本法施行以來毎年多少の増加を示してゐる。昭和六、七兩年の數を示せば左の如し。

組合數

組合員數

住宅建築費

昭和六年九月末現在 二、七〇八

人

圓

昭和七年三月末現在 二、七三七

人

圓

以上の地方別内訳については第四部統計三ノ一参照

**共同宿泊所** 自昭和六年四月至昭和七年三月現在に於ける共同宿泊所經營總數は一五九(内公營三五、私營一一七)にて、内無料のものは六七である。

次に宿泊延人員合計は三、三七四、七三八人にて、之を上下兩半期に分つてみれば、上半期宿泊延人員は一、五五四、九六九人、下半期は一、八一九、七六九人にて冬期に於いてよりよく利用されてゐることが分る。尙一ヶ月平均延人員は二八一、二二八人となつてゐる。詳細は第四部統計三ノ二参照。

**不良住宅改良** 不良住宅地の改良を實施してゐる地方は東京、大阪、神戸、名古屋、横濱の各市であるが改良事業實況は左の如くである。

## 不 良 住 宅 地 區 改 良 事 業 實 況

地 區	事業施行者	地區指定年月日	事業費	買收土地面積(アール)	住宅戸數
東京市荒川區三河島地内	東京府	昭和 三三	一、三三七、一九〇	二三三	木 鐵 三〇
東京市豊島區西巢鴨町地内	東京府	同 三三	八九九、九三〇	八三	木 鐵 一九〇
大阪市天王寺區下寺町地内及 其附近地區	大阪市	同 三・二・九	六、九二三、五二二	六	鐵 一、六三
名古屋市中區奥田町地内及其 附近地區	愛知縣社 會事業協會	同 三・三・六	一、八八九、七六六	四六	木 鐵 二〇三
横濱市中區南太田町字大原耕 地及其附近地區	同潤會	同 三・四・三	七三三、七九九	一九	木 三三
神戶市吾妻通五丁目地内及其 附近地區	神戶市	同 三・一〇・三	二、一九八、七九九	一九〇	鐵 七〇一

備考 大正十四年六月調査による不良住宅密集地區數二二七にして、總面積は六六、四一六アールなり。

以上の内東京府施行の西巢鴨地區は既に昭和七年中に、三河島地區は同八年三月を以て何れも全部完成し、大阪市施行のものは昭和八年七月未現在既設七二八戸、工事未着手九三四戸、神戸市に於ては同既設一〇三戸、未着手五九九戸にして、名古屋市に在りては同木造住宅二四戸を残して他は全部竣工し、横濱市に於ける改良事業は昭和五年既に完了を見たり。

社會局調査によれば自昭和七年四月至同年十二月の公設質屋數は三七三(年度内業務取扱質屋數)であつて、貸付金額は六百二十一萬九千五百餘圓である。同上年度に於ける職業別利用者數を見れば勞働者三四四、二九七人にて最も多く、小商人(一一八、六四七人)、小工業者(一一三、四四三人)、俸給生活者(一〇三、一四一人)の順位にて漁業者(三五、九〇〇人)が最も少い。貸付一日平均は四圓七七錢にて昭和五年以來漸減の傾向が見える。以下貸付、辨濟、流質の各狀況を昭

## 第二節 公 設 質 屋

和六年度と對比して見れば次の如くである。(第四部統計第六表参照)

### 一、貸付狀況(社會局調)

年度別	年度内業務取扱質屋數	貸付口數	貸付金額	貸付口平均	年度末日現在の貸付金額
昭和六年度	三四一、四三〇〇〇	七、二四三、三九八・〇五	五・〇五	三、六七五、八六・去	圓
同(七年度) (十二月迄)	三七三一、三〇四、四六八	六、三九、五三一・〦〇	四・七七	三、五九三、六三七・〇〇	(十二月末現在)

### 二、辨濟狀況(同上)

年度別	年度内業務取扱質屋數	辨濟口數	辨濟金額	辨濟口平均	貸付金に對する利子收入金額
昭和六年度	三四一、二五八、一四三	六、五三、七七・七七	五・一九	三九七、九三七・二五	圓
同(七年度) (十二月迄)	三七三一、二〇六、一三〇	五、八二三、一八・〇〇	四・八二	三三〇、八八九・〇〇	圓

### 三、流質狀況(同上)

年度別	口數	貸付元利金	口數	貸付元利金	賣却代金
昭和六年度	九、九三四九五、三三三・三〇	九、一四六	三九四、三九〇・六〇	三五、一〇〇・九	圓
同(七年度) (十二月迄)	二〇九、一九一	五〇六、五三四・〇〇	一	一	一

社會局調査によれば自昭和六年四月至昭和七年三月の公設市場數は六八にて之を經營主體別にみれば次の如くである。

市府縣營

減少を示してゐる。(詳細は第四部統計第六表参照)

## 答申

# 第四章 司法保護事業

## 第一節 概観

司法保護事業は司法省の所管に屬し、補成會によつて統制されたる保護會のなす事業である。

昭和六年に於ける保護會數は第三十三行刑統計年報によれば四百八十九、保護人員は六萬七千七百三十五人にて、之を創業當時の三千九百二十九人に比すれば十七割餘の増加を示してゐる。昭和六年中に直接保護百人以上を取扱ひたる保護會は左の如くである。

自立會、東京佛教慈濟會、帝國更新會、神奈川縣佛教慈德會、埼玉自彊會、大阪佛教和衷會、海南救濟會、北海道授產場、札幌大化院の九ヶ所である。

司法保護事業として本年特記すべきは、近年急激に増加せ

る思想犯人の釋放後保護の問題が漸く此種事業團體の注意をひくに至つた事であらう。本年十一月開催の第十七回全國司法保護事業協議會に於ては特に司法省より「思想犯釋放後の保護方法如何」の諮問事項が提起せられた。右に對する協議會の答申は左の如くである。

思想犯人釋放後の保護方法如何との御諮詢に對し便宜上左の諸に分ち答申に及び候也。

### 第一 保護の對象

思想犯の保護は主として轉向したるもの並に轉向の傾向ある者を保護するものとす。

### 第二 保護の時期

釋放時若しくは出所時を俟たず未決拘禁中又は受刑中より保護に着手し、保護者は訪問、信書に依て收容者と可成頻繁に接觸し思想的連絡を必要とす。

### 第三 保護の重點

(イ) 思想犯保護には特に左記の諸項に留意すること。

(一) 彼等の抱懷せる思想を克く理解し常に思想の推移に注意すること。

(二) 皇恩に圓融せしめ親子愛の喚起に努め宗教的情操の扶植をなし、中正堅實の思想を樹立せしむること。

(三) 彼等の個性を尊重し其長所特技を助長せしめ、短所惡癖を抑制する様勉めしむること。

(四) 彼等は熱烈なる社會思想を抱き常に社會大衆に關心を有するものなれば適當なる指導をなすこと。

(五) 彼等は社會狀態に動かされ易く從つて重大な社會變動のある際は緊密なる注意をなすこと。

(六) 在來の環境並交友關係より離脱せしむることに努力すること。

(ロ) 思想犯の保護は可成收容保護を避け父兄又は篤志家の許にて間接保護を加ふるを可とす。

#### 第四 保護の方法

一、刑務所收容者に對しては保護準備として必要な看讀書籍

又は衣類雑品の差入をなし若くは差入の仲介をなすこと。

二、保釋を許さるべき者に對しては其の手續を取り且保釋中の保護に任すべきこと。

三、執行猶豫の處置を加へらるゝ者に對しては裁判所と連絡を取り保護を受くべきことを條件として之を許さるゝの取扱を求むること。

四、假釋放の條件調査は保護者直接に之に當ることを適當とするを以て刑務所と充分なる打合せを遂げ置くこと。

五、思想犯釋放者の就職は極めて困難なるを以て之が就職に就

ては組當の準備をなし、且つ豫め思想に理解を有する雇傭者と連絡を計り成るべく速かに生業に就かしむること。

六、検察官並警察官憲と密接なる連絡を保ち視察の寛嚴を按配し苟くも過當の干渉の如く思惟せしむる弊を避くること。

#### 第五 家族の保護

思想犯罪により收容せられし者の家族に對しては速かに適切なる保護を加へ其の生計を援助するは勿論收容者と同一思想の傾向を有する者ある場合は之を教化して、中正の思想を扶植することに努むべきこと。

#### 第六 保護機關

一、思想犯釋放者の保護は主として既設保護團體之に當るべ

きも時に思想犯人を取扱ふことを公表せざるを適當とす。

二、中央に特設保護機關を設立し思想犯を取扱ふ全國保護團體の指導統制をなすこと。

三、各控訴院管内に一ヶ所の保護團體を指定し、管内の保護機能を統制せしむること。

四、各刑務所に主として思想犯釋放者を取扱ふ保護司を設置せられたし。

五、司法省に於て思想犯釋放者を取扱ふべき保護富事者を集め特別講習を開催せられたし。

### 第二節 司法保護事業研究會

長崎控訴院管内——五月六日、七日、於長崎市内公會堂。

協議事項。一、思想犯受刑者の假釋放後の保護に付て警察より受くる監督干涉の緩和策如何(意見聽取に止む)。二、長崎控訴院管内に少年審判所設置の一日も早く實現する様其の筋へ運動しては如何(可決建議のこと)。三、九州沖繩司法保護事業研究會の出席者へ鐵道運賃割引券發行方其の筋へ申請の件(開催地に於て出席者百名以上の際は其の手続きをなすこと)。四、九州沖繩各刑務所長に對し入所者本籍地若しくは歸住地を保護會に向け入所通知を發せらるゝ様(様式略す)(撤回)。五、假出獄取締細則第十五条の適用について其の筋へ建議するの可否(刑務所長に於て可成此の法文を適用する様取計はれたし)。六、被保護人の職業意識を振作する良法なきか(意見聽取に止む)。七、司法保護事業團體

にして被保護人教化の一方方法としてラヂオを使用する場合は聴取料を無料とせらるゝ様其筋へ要望の件(撤回)。八、釋放者傳遞保護を可とするや(直接歸住地に歸へす様取計ふこと)。但本研究會長の名を以て全國各研究會長宛傳遞保護の方法を探らざる様要望すること)。九、近時刑務所釋放者と稱し金錢物品等の給與方を請ふ者頻々たり之れを拒絶する最良の方策如何(意見聽取に止む)一〇、被保護者の傳遞保護の可否如何(第八項に合併)。一一、無料宿泊設置の件(撤回)。一二、所謂不景氣の爲め保護團體の財政状態漸次困難を訴へ事業遂行上支障す之に對する對策如何(研究會長の名を以て其の筋へ奨勵金増額申請のこと)。一三、間接保護の徹底方法如何(尙ほ研究の要あり次回まで保留)。一四、管内老年保護會の特設を希望す(否決)。一五、保護研究により可決せられたる問題に對し、實行方法を講ぜられ度件(撤回)。一六、被保護者にして昭和四年法律第三九號の救護法に該當するもの生じたる場合は如何なる措置をなすべきや取扱方を一定しては如何(各團體に於て研究すること)。一七、九州沖繩聯合保護會に屬する各保護者の規則を統一し、被保護者の取扱を一定しては如何而して之れが立案に付ては聯合會に囑託しては如何(撤回)。一八、累犯以上の者の釋放後悔悟せしむる方法如何(意見聽取に止む)

一九、假出獄取締細則改正方其の筋に要望するの件(第五項と合併)。二〇、長崎控訴院管内適當の地に少年審判所を速に設置せられんことを其の筋へ建議すること(第一項と合併)。二一、釋放者に對する差別待遇の改善として府縣に於て干渉する公の職務又は業務に對し、適當の程度に差別を撤廃せしむべく、其の筋へ建

議すること(尙ほ研究の要あり次回まで保留)。二二、間接保護の機能發揮に就て(再提出)(第十三項と合併)。二三、司法奨勵金の下附期を成るべく、其の年度初めに繰り上げらるゝ様本研究會の名を以て請願しては如何(保護課長の意見聽取)。二四、九州沖繩司法保護事業研究會總會々期を三日間に變更の件(可決)。二五、被保護者滿蒙方面移民及出稼ぎにつき最善の方法如何(意見聽取に止む)。

東京控訴院管内——五月二十、二十一日、於宇都宮市内縣公會堂開催。來賓六〇名出席者六〇名。

協議事項。一、司法保護制度を建議するの件(可決)。二、司法省奨勵費増額方を具申する事(可)。三、司法省豫算に於て司法保護思想宣傳費を新設せらるゝ様建議すること(可)。四、釋放者の保護に付監獄法第七十條並に同施行規則第百七十一條勵行に關する件(可)。五、思想犯釋放者の保護對策(委員附託)。六、改正刑法草案中の保護事項に關する意見(可)。七、保護事項振興に關し府縣市町村に對し救助を求むること(可)。八、衆議院議員選舉法中刑餘者缺格條項改正促進の件(可)。

## 第五章 醫療保護事業

醫療保護事業は本年内務省が窮迫せる農、山、漁村に對する恩賜金・國費合計三百六十萬圓の豫算をもつて恩賜醫療事業

を実施するに至つて、漸く都市以外の各方面に普及せんとしたが、あるが、市民病院、施療所、診療所、巡回診療班、巡回看護班等公私に於ける無料又は輕費診療の機関の多くは都市に存在してゐる。以下本年に於ける此種事業の概要を記述する。

本年内務省は第六十二議會を通過せる醫療救護費六十萬圓をもつて救療事業を實施せんとする所、畏き邊りにては最近

の農、山、漁村を襲へる社會不況に對し深く御軫念あらせられ、御救濟賑恤の恩召をもつて八月二十日内務省救療費中へ金三百萬圓御下賜あらせられた。依つて内務省は御下賜金及國費合計三百六十萬圓をもつて恩賜醫療救護事業を實施する事となつた。恩賜醫療救護事業施設概要是次の如くである。

一、御下賜金を奉戴して内務省の醫療救護費六十萬圓を之に加算し恩賜醫療事業を行ふ。

一、恩賜醫療救護事業は来る十月一日より翌年三月十一日まで第一期とし、昭和八、九兩年度都合三ヶ年の繼續事業とす。

一、開業醫なき農村二千九百町村に對し巡回醫療班を巡回せしめ總て無料で施薬施療を行ふ。

一、開業醫ある農村に對しては委託療の方法で施薬施療を行ふ

一、要救護患者の認定は方面委員、警察、役場吏員の協力に依りてその實情に應じて、形式的な規約は設けず、適宜迅速に救護する。

一、施療期間は一ヶ年のうち約二十日間とし患者一人の費用は大

體約三圓を平均額とする。

一、要救護者は人口の三パーセントと見て概算百六十萬人とし、救護法適用者および濟生會救護患者九十萬人を除き約七十萬人を要救護患者とする。

一、醫療救護費は内務省より各府縣に割當て實施事業は各府縣知事に委任す。

### 第一節 無產者診療

ブルジョア的醫療保護事業に對抗して醫療の社會化の旗幟の下に勞働者農民が自らの手で醫療事業を行はんとするは最近の事に屬するが、經費、一般醫師の反対等種々の困難を伴へるに拘らず、その成績には見るべきものがある。社會局調によれば、昭和七年六月現在に於ける此種診療所は次表の如く七を算するが、上記の種々の困難のため現在無產者の手によりて行はれつゝあるものは社民病院外一、二を數ふるのみで多くは一般個人經營の醫師に囑託せるものである。

組合經營のものは設立費として一般の寄附及組合員の寄附を以て充て其の後の經營は診療費を以つて充て、中には會員より維持費を徵收するものもある。診療費としては初診料は無料或は五錢位を徵收、往診料は無料乃至三十錢位、藥價は一日一劑八錢乃至二十錢位、入院料は一日一圓位であつて、一般に比し著しく廉價である。本年七月現在の狀況は左の如くである。

(昭和七年六月現在) 社會局調

社 民 病 院

名稱 所在年月 開始組合員 關係團體 被診療者數備 考

社民病院 大阪市 昭和六年三月五日 浪花區 六・三・三、六一 總同盟 延人員 外來全、六・六

科、眼科、耳鼻咽喉科、藥劑師二名、事務員七名、看護婦士

花柳、婦人、兒、外、小

大衆診療所 大阪市 南區 同六・五 大衆農一年間の延勞農人員七、五〇

個人經營(黨支部による)一劑十錢

花柳、婦人、兒、外、小

同 浪花區 同七・二 同 三、七〇 右同

個人經營(黨支部による)二〇、八〇

花柳、婦人、兒、外、小

同 此花區 同六・三 同

個人經營(黨支部による)二〇、八〇

花柳、婦人、兒、外、小

民衆保健組合醫療部 西宮市 同七・六 同 同 同

個人經營(黨支部による)二〇、八〇

花柳、婦人、兒、外、小

東磐實費 診療所 千厩町 同七・五 三〇 労大黨 四十日間 同 同

個人經營(黨支部による)二〇、八〇

花柳、婦人、兒、外、小

薄衣實費 診療所 磐井町 同七・五 二〇 右同 同 同

個人經營(黨支部による)二〇、八〇

花柳、婦人、兒、外、小

左に完全に無産者診療所の形式を持つ社民病院(大阪社會民衆黨系の經營)の状態(社會局調)を掲げて置く。

五、被診療者たる資格。前記組合員及其家族にして月五錢を納入せるもの。

六、設備。(イ)、敷地面積及建坪、敷地四十二坪四合五勺、建坪

一階三十五坪三合九勺、二階三十坪八合二勺、三階三十七坪一合九勺。(ロ)、病室——五室、病床——十床。(ハ)、診療課目

——内科、外科、小兒科、花柳科、婦人科、耳鼻咽喉科、齒科、眼科。(ニ)、醫員及看護婦數、——醫師五名、藥劑師二名、事務員七名、看護婦十二名、雜役一名。(ホ)右給料——醫師八十圓乃至二百五十圓、藥劑師五十圓、事務員二十圓乃至六十圓、看護婦七圓乃至三十圓、雜役二十圓(何れも賄付)

七、診療費。(イ)、診察料——不要。(ロ)、往診料——不要。

(ハ)、藥價——一日一劑十錢、手術處置料注射等は醫師會の二分の一乃至三分の一。(ニ)、入院料——室代藥價共一日一圓均一。

八、經營。(イ)、最近一ヶ年間の診療延人員——外來患者、八萬三千六百三十八人、入院患者、四百七十三人。(ロ)、同收入——三

一、所在地 大阪市浪花區霞町一丁目一番地  
二、創立年月日 昭和六年三月五日  
二、關係團體 日本勞働總同盟、社會民衆黨大阪府聯合會、社民婦人同盟大阪聯合會。「關係狀況」前記團體の事業として經營す

四、組織。(イ)、組合員數及其の種別。一二、三八一人、總て前記團體員。(ロ)、出資及其の措置。前記團體及個人より借入金を以て經營毎月二百六十圓宛償却せるもの。(ハ)、右金額、不明。

萬六千四百四十九圓十七錢、支出一一三萬五千二百二十六圓九十二錢、差引利益一一一千二百二十二圓二十五錢、其措置一  
診療所資金に繰入る。

以上の外左翼團體の醫療分野に於ける活動には注目すべきものがある。ブルジョアジーに××された醫療施設に對抗して、プロレタリア醫療制度確立のために活動しつゝある團體に新興醫師聯盟と日本無產者醫療同盟とがある。新興醫師聯盟は本年六月その鬭争を大衆的に展開せんがために日本無產者醫療同盟に合體解消するに至つた。

日本無產者醫療同盟は結成後僅か一年を経たのみなるに拘らず無產者診療所の設立を中心にしてストライキ救援診療、労働者クラブに於ける労働者健康診斷、移動診療團設置等の活動を續けた。

醫療同盟各支部の經營にかかる無產者診療所は次の如くである。

大阪 千葉 山梨	支部 支部 支準	龜有無產者診療所(休診中)(同葛飾區龜有町二ノ九番) 三島無產者診療所(大阪市北區萬歳町十七) 北部無產者診療所(千葉縣印幡郡豊住村) 岳北無產者診療所(山梨縣南都留郡吉田町)
東京	支部	大崎無產者診療所(東京市品川區五反田二ノ二番)
	同盟員數	六四一

仙臺 支部 嘱託、諸根病院 (仙臺市東二番町二二)  
新潟 支準 (新潟縣中蒲原郡川東村)  
上小 支部 (長野縣上田市愛宿町、北澤方)  
名古屋支準 (名古屋市)

連絡を取りつゝある地方

岩手縣花巻地方、富山地方、沖縄地方、青森地方、神奈川耳塚地方、和歌山地方、北海道釧路札幌地方、兵庫地方、廣島地方、德島地方、濱松地方、秋田地方。

醫療同盟は本年十二月に開催された第二回全國大會に於いて日本勞農救援會に擔當する事に決した。

日本勞農救援農會へ解消後の活動範圍は次の如くである。

#### A、診療活動。

- イ、診療所、病院に於ける活動
- ロ、巡回診療

#### ハ、勞農赤十字隊の組織

B、診療所病院、療養所、健康相談所、產院等の統轄。

昭和四年三月末現在に於ける我國の施療を取扱ふ病院は、一二六ヶ所あり内、公設三〇にして私設は九六である。收容定員合計四、六四三なるに對し、現在の患者數は入院二、七

二九、外來一〇、九一人にしてこれが経費は五、五一六、九三五圓である。

この内百人以上の收容定員を有せる規模の大なるものは、東京市立築地病院(一五〇)、泉橋慈善病院(一〇〇)、(東京)實費診療所(一〇六)、恩賜財團牛込済生會(一〇〇)、恩賜財團濟生會病院(一八五)、東京同愛記念病院(一四八)、東京市立廣尾病院(二七〇)、東京市立大塚病院(一〇〇)、京都施薬院(一一六)、大院慈惠病院(三九〇)、日本赤十字大阪病院(一二八)、恩賜財團濟生會大阪病院(一〇五)、大阪市立市民病院(一七〇)、前橋積善會(一三二)等である。

次に診療所は前記無産者診療所を除き二四五(内、公設四二、私設二〇三)あり、外來患者實數五〇八、一七三人にして延人員六、八九一、一〇四名を示してゐる。診療所全體の経費合計一、三一、八九〇圓である。

### 第三節 特殊施療施設

第十一回社會事業統計要覽によれば昭和六年度に於ける施療施設を有する精神病院數は公立四、私立三五、計三九にして收容定員は合計七、〇九二人である。施療精神病院收容施設は次の如くである。

個數  
收容定員  
實人員  
延人員  
入院

公立精神病院	四	一、七一	二、〇七	五〇一、六三
私立精神病院	五	五、三一	五、八七	一、三〇九、七四
計	九	七、〇九	七、九四	一、八二、三八七

**備考**——本表には、一、社會事業調査表に依るもの、二、内務省衛生局調のものの内精神病院法第一條に依り設置せられたるもの、同法第七條に依る代用病院及一年中入院患者の延數凡そ三分の二以上に對して施療を行ふと認めらるゝものを掲ぐ。尙、自費患者は出來得る限り除きたり。

次に本邦に於ける癩療養所昭和六年末現況は、國立としての長島愛生園(四〇〇)の他に府縣立のものも六ヶ所ある。

即ち東京第一區全生病院(一、〇〇〇)、青森第二區北部保養院(二九七)、大阪第三區外島保養院(五七五)、香川第四區大島療養所(三七〇)、熊本第五區九州療養所(七〇四)及び沖繩第六區沖繩療養所(六〇)等であつて、收容定員總數は三、四〇六人であつて、前年よりは増加してゐる。(括弧内の數字は六年末の患者收容定員)

この他、私設の癩療養所としては次の七ヶ所である。聖バルナバ醫院(二三五——群馬草津町)ホーリネス教會(五〇——同上)慰慶園(六九一——東京・荏原區目黒)、身延深敬病院(五五一——山梨身延町)財團法人神山復生病院(一五〇——靜岡・富士岡村)、熊本春病院(八〇——熊本市)、待勞院(七五一——同上)であつて、

右のうち聖バルナバ醫院、熊本回春病院は英人の、待勞院は伊太利の經營に依るものである。(括弧内は收容定員數及所在地)

右療養所の收容定員總計は三、二七四人にて、その經費は公設合計八九七、四五四圓、私設合計二〇〇、八七三圓、總計一、〇九八、三二七圓である。

各療養所の現況は左の如くである。

收容定員	實人員	延人員	入院		個數	收容定員	實人員	延人員
			人	圓				
慰癒園	二九九	三元	元、二〇八	三、二五三	公 計	二六	二、九〇〇	五、三九九
聖バルナバ醫院	二〇〇	一八一	六、三八〇	八、四六六	私 計	一〇	四一六	九〇六
草津鈴蘭園	四〇	▲九六	二、五九九	二、九三三	入院	二、八二六	六、一五五	二〇八、二五三
神山復生病院	一五〇	▲九〇	▲六四四	三、八〇六		二、八二六	九一七、八三三	
身延深敬病院	五五	三〇	三、五五	三、八〇六		二、八二六	九一七、八三三	
熊本回春病院	八〇	三七	七、五九九	三、八〇六		二、八二六	九一七、八三三	
待勞院	七〇	▲九一	七、四九八	三、八〇六		二、八二六	九一七、八三三	
		▲二五、八三五	一九、四八一	三、八〇六		二、八二六	九一七、八三三	

備考——▲は外來患者數を示す。

結核療養所施療——公設一六、私設一〇にて收容定員合計二、八一六、入院延人員九一七、八六三人である。公私各療養所の收容施設は次の如くである。

以上の他醫療保護事業に就き注意を要するは産業組合法に

#### 結核療養所(施療)收容施設(昭和六年調)

右の他結核療養に關係ある施設としては、内務省衛生局に於ける結核防護關する特別委員會が結核豫防相談所の擴充及結核病床増加に關し決議をなした。前者につきては、六大都市に在りては凡そ一區一相談所、其他の都市に在りては少くとも一相談所を配置することとし、合計六五〇ヶ所を向ふ十年間を期して設置すべきこと、後者につきては、既設病床は約一萬に過ぎざるを以て尙十一萬床を可及的短期間に、整備すべきことを夫々議決答申した。

#### 第四節 其他の醫療事業

より醫療利用組合の最近に於ける發達である。醫療組合は最初大正十一年頃産業組合が兼營事業として醫療部を開設せりに始まり、主として農村のみに限られた小規模のものに過ぎなかつたが、近年都市小市民にして開業醫若しくは無料又は輕費の診療機關を利用し得ざるもののが、組合組織に依る醫療施設を利用せんとする傾向を見るに至り、單に農村のみでなく諸都市にも此種組合の設立を見るに至つたものである。昭和七年度開設組合數(組合法によるもの)は一二に上つてゐる。

全國醫療利用組合協會の調査に據れば醫療組合の現在數(昭和八年九月十五日現在)は總計一〇九組合にて、内産業組合法によるもの八一組合(創立中五、認可申請中のもの一一を含む)、單營三六、兼營四五となつてゐる。産業組合法によらざるものは二八組合である。

三組合(組合法に據らざるものと含む)以上存する道、府、縣

は秋田(一〇)、福岡(八)、岡山(八)、長野(七)、青森(五)、東京(五)、岩手、新潟、鳥根、香川、山梨、靜岡、神奈川、廣島、北

海道等である。又之を有する都市は東京市、青森市、弘前市、八

戸市、盛岡市、秋田市、福山市、甲府市(申請中)等である。

産業組合法による醫療組合八一組合中入院設備を有するもの三七にて、此種設備を有するものゝ大半は都市を中心とせる醫療組合で農村醫療組合の殆どが之を有してゐない。

## 第二篇 児童保護事業

### 第一章 妊產婦並乳幼兒保護

#### 第一節 妊產婦並乳幼兒保護施設

我國の法令による母性保護は工場法による産後六週間の就業禁止、健康保險法に於ける分娩に對する手當及び分娩後の休養期間並に該期間中の報酬の規程等の外、救護法に於ては妊娠婦は救護の客體となつてゐる。以上の他妊娠婦保護施設としては產院、巡回產婆、妊娠婦相談所等がある。昭和五年度に於ける之等施設の狀況は次の如くである。

産院 昭和五年度に於ける產院の數は三九にして、内六  
は公設、三三は私設である。而して之が收容定員數は六一三で其  
内一六七は公設、四四六は私設に屬する。これが分布狀態を見れ  
ば北海道一、東京八、京都二、大阪四、神奈川一、柄木一、愛  
知二、福島一、岩手一、石川一、岡山一、山口一、愛媛三、福  
岡一、大分一、熊本二で、その收容能力の最大なるものは東京都  
の日本赤十字社產院の一三〇人であるが、他は三〇臺多く、小都

市に於けるものは一〇人以下であり、北海道の旭川産院は四人、福岡の無料産院は七人、熊本産院は三人と言ふ状態で實に貧弱である。

**産婆** 助産事業として公設産婆、姪婦無料相談所及び巡回産婆等の設備が昭和五年度の調べによれば三九一あり、内公設二四六、私設が一四五である。乳幼児童保護事業の増加に伴つて助産事業も漸く増加の傾向を示し、特に巡回産婆の如きが近來著るしく増加を示してゐる。これ等の施設の最も多き地方は長野(一六)であつて、岡山(一七)富山(一一)埼玉(一一)山口(八)等が壓倒的多數であつて、他は言ふに足らない。

**乳兒保護施設** としては乳兒院、乳幼児健康相談所及保育施設等があるが、乳兒院は東京大阪等大都市のみに存し、而もその數僅かに十八(内公設五、私設一三)であつて、見るべきもの殆どなし。

**監間保育(託児所)** 託児所は近來著るしき發達を見せてゐる。

昭和五年度に於て全國に四八二(前年より六三三增)内、公設一一〇、私設三七二である。收容人員合計は五五、九六八(内、公設一二、四五四、私設四四、五一四)である。二百名以上收容し得る設備を有する地方を擧げれば、北海道七、東京一二(其の他延入員二萬以上のもの五ある)、京都二、大阪二、神奈川五、兵庫四、長崎五、新潟二、群馬一、千葉一、奈良一、三重三、愛知四、滋賀一、長野一、宮城二、秋田一、山口二、和歌山一、愛媛二、福岡六、鹿児島一、等である。

季節託児所は農漁村の繁忙期に設置せられるもの漸次多きを見るに至り、社會局昭和五年の調査によれば總數二、五一九、内公

設四五八、私設二、〇六一にて、公設中市設僅に四〇にして他は町村營である。

## 第二節 乳幼児保護運動

前項に於ける保護乳幼児の保護施設の完備充實を圖ると共に、乳幼児保育に關する正しき知識を普及徹底せしむるためにあらゆる社會事業機關が一般社會に呼びかけてゐる。本年中に於けるそれ等の機關の主なる運動を左に摘錄する。

**一、第六回全國乳幼児保護週間** 中央社會事業協會は毎年五月同週間を催しつゝあるが、本年五月一日より同八日迄一週間全國各府縣一齊に「乳幼児保護週間」を催し、栄養不良なる幼児に對する牛乳の無料給與、全國の姪產婦に對し保育に關するパンフレットの配布等乳幼児保護に萬全を期した。

畏くも皇后陛下には右の趣を聞し召され特に千葉縣下三里塚御料牧場の牛乳を同週間に御下賜あらせられた。

尙同週間に協會が要望せる實施事項左の如し。

一、姪產婦心得及び乳幼児保育に關する心得を產婆會市町村役場等において善く姪產婦に行き亘るやう配布する事。

二、幼稚園、託児所、學校、教會、寺院、神社、劇場、寄席、活動寫眞館、浴場その他多人數集合する場所を利用して乳幼児愛護に關する思想の普及宣傳をなす事。

三、乳幼児愛護に關する思想普及のため講演會、講習會、活動寫

眞會、母の會、その他展覽會等と開く事。

四、各新聞社、雑誌社に依頼して乳幼兒愛護に關する記事を掲載し趣旨の宣傳をなす事。

五、乳幼兒愛護に關しラヂオの放送をなす事。

六、乳幼兒審査會健康相談會等を催す事。

七、各デパートメントストアに依頼し週間實施の宣傳をなす事。

八、各交通機關當局に依頼し汽車、電車、汽船または自動車に週

間宣傳のビラ、ポスター、旗等を掲ぐる事。

九、各地における社會事業並に教育雑誌又は婦人兒童に關係ある

雜誌五月號を乳幼兒愛護號とする事。

十、乳幼兒愛護に關するパンフレット、リーフレット、母親讀本

育兒カレンダー等の販賣頒布。

十一、花、國旗、記念シール、繪ハガキ、封筒又はカレンダーを作製販賣する事。

十二、產院、託兒所、乳兒院、牛乳配給所、健康相談所、習性相談所等妊娠婦及乳幼兒保護施設の設立擴充並に訪問婦、乳幼兒家庭委託制度等の發達を圖る事。

二、東京兒童愛護聯盟の創立 本年九月東京に於ける兒童保護を事業とする社會事業團體が、東京日日新聞社會事業團の後援の下に題記聯盟を組織し同月一日創立總會を催した。同聯盟の事業及目的は左の如くである。

### 東京兒童愛護聯盟規約

虛弱兒童養護聯盟規約

第一條 本聯盟は虛弱兒童養護聯盟と稱し當分の内事務所を文部省體育課内に置く。

第二條 本聯盟は團體會員維持會員及贊助會員を以て組織す。

第三條 本聯盟は會員相互の聯絡提携を圖り虛弱兒童養護施設の普及發展に寄與するを以て目的とす。

第一條 本聯盟は東京兒童愛護聯盟と稱す。

第二條 本聯盟は事務所を東京日日新聞社内に置く。

### 第二章 目的及事業

第三條 本聯盟は會員相互の聯絡提携を圖り、兒童愛護の思想並に運動の普及發達を期するを以て目的とす。

第四條 本聯盟は前條の目的を達成するため左の事業を行ふ。

一、兒童の健康增進に關する事項

二、兒童の娛樂教養に關する事項

三、勞働兒童及特殊兒童に關する事項

四、兒童に關する調査研究並に出版物の刊行

五、其他必要と認めたる事項（以下略）

三、虛弱兒童養護聯盟の創立 本年七月五日開催の文部省主催虛弱兒童養護講習會を機として題記の聯盟が結成された。同聯盟は全國各地の同事業經營團體、學校その他此種事業に從事せるもの又は關係者によつて組織され、我國に於ける虛弱兒童の保健養護の中心機關たるものである。聯盟の事業目的並事業を明にするため左に規約を掲げて置く。

第四條 本聯盟は前條の目的を達するため左の事業を行ふ

- 一、開放學校、養護學校、休暇聚落、其の他の虛弱兒童養護施設の普及獎勵を圖ること
- 二、國際開放學校委員會に日本を代表して加盟すること
- 三、虛弱兒童の養護に關する調査研究
- 四、虛弱兒童の養護に關する研究會協議會講習會等の開催
- 五、政府の諮詢に應じ或は政府其の他の公私機關に對し意見を開陳すること
- 六、其の他本聯盟の目的達成に必要なる事項(以下略)

## 第二章 貧兒保護事業

### 第一節 不就學兒童

#### (1) 不就學兒童數

昭和五年度に於ける兒童就學獎勵資金の國庫交付額は五十萬圓であるが其他の收入を含めて獎勵資金總額は一一八六、二〇七圓であり、此額が同年度に於ける市及町村への交付總額である。市町村及び公益團體では兒童就學獎勵資金を次のような項目で支給してゐる。即ち、學用品、被服、食料、生活費、教科書等の支給であり、中には交互に組合せ二項乃至五項の支給をなせるものもある。昭和五年度に於ける市町村並に公益團體の就學獎勵資金支出狀況は左の如くである。

(文部省調)	受給人員			支岡金額
	男	女	計	
市町村の支給	三六、六九	二九、一三三	六七、七三	一、〇七三、三六一
公益團體の支給	三、二四	一、三九	二、六三	四、〇八一

種別	學齡兒童(昭和五年度末)文部省調		計
	男	女	
就學	五、一〇一、四〇九	四、九五五、二三	一〇、〇五五、五三〇
不就學	二、四、四三	二四、六六	四九、四二
計	五、一三五、八三	四、九八〇、〇八九	一〇、一〇五、九四一
就學歩合	九九・三一%	九九・四〇%	九九・三一%

## 第二節 缺食児童保護

近時經濟界の不況の影響に依る農、山、漁村及中小工業者等の疲弊窮迫の結果學齡児童中、學校に於いて晝食を缺き或は甚しく粗惡の食事を攝るもの著しく増し爲に児童の健康狀態不良となり延いてその就學の困難を招來せるものあるに鑑み文部省は昭和七年度より同九年度に至る迄それらの児童に對し學校給食を實施するに決した。この給食臨時施設に要する經費は本年度九月より來年三月末迄の七ヶ月分五一三、三三三圓が第六十五議會を通過した。該經費は之を道府縣に交付し、道府縣は之を市町村に交付又は基礎鞏固な公益團體に補助して學校給食（一四錢標準）を行はしめるものである。一府縣割當額平均一萬圓以上にて、給食延人員二千二百萬人（要給食児童約十萬人、給食日數一百一十日）に上る筈である。

給食臨時施設概要は次の如くである。

- 一、文部省は昭和七年度より昭和九年度に至るまで、毎年度學齡児童就學獎勵のため學校給食に要する經費を北海道府縣に交付す。
- 二、北海道府縣は前項の交付金を適當の方法により市町村に交付すべし。
- 三、北海道府縣において直接本件の施設をなさんとするときは第一項の交付金の五分の一以内はこれに充つることを得。

四、北海道府縣は前項の交付金、市町村は第二項の交付金の一部または全部を基礎鞏固にして學校給食を行ふに適當なる公益團體に交付することを得。

五、北海道府縣、市町村及前項の公益團體は前三項の交付金を以て給食を必要とする學齡児童（盲學校、聾學校の初等部において教科を修むる者を含む）に學校給食を行ふべし。

六、給食は學校の授業日において晝食を給するものとす。但し特別の事情ある場合は穀類その他の食糧の給與を爲すことを得るも現金給與はこれを爲さざるものとす。

七、北海道府縣においては學校給食委員會を設け學校給食に關し必要な事項の改善及指導に當らしむべし。

施設方法（文部省より各地方長官への通牒）

一、學校給食の實施に當りては貧困救濟として行はるゝものたるが如き感を與ふことなく寧ろ養護上の必要に出づるものなるが如く周到なる注意を拂ふこと。

一、給食を必要とする児童は大體左の標準に依り學校長之を定むること。

（イ）貧困の爲就學免除又は猶豫中の児童にして給食に依り就學せしめ得る者。（ロ）不況の爲食物の攝取不十分なるに依り缺席勝なる者。（ハ）不況の爲學校において缺食勝なるかまたは日常攝取する食物（特に晝辨當）が栄養上著しく粗惡と認めらるゝ者。

一、食費（調理費を含む）は一食分凡金四錢を標準とすること但し

地方の状況に依り豫算の範圍内において單價を下げ給食児童の  
數を増しまたは栄養補給を目的として副食のみを給與するも  
妨げなきこと。

土地の情況、地方的習慣、食糧の生産等の關係を考慮し地方において常食とする食物の種類並に從來の慣行を尊重して食事の献立を作成することより實施の便宜上單に在來のパン等の如く偏食に陥り易き食事を常時給與することは成る可くこれを避くること。

尙、日本栄養協會は大正十四年以降缺食兒童に對し無料給食を實施しつゝあるが、供給延人員は左の如くである。

大正十四年	五〇、七二八人
同十五年	四六、七五〇
昭和二年	四二、九九九
昭和三年	六八、五〇五
昭和四年	六六、三〇九人
昭和五年	一六一、五六〇
昭和六年	二四、二〇八
計	四六一、〇五九

# 第三章 少年職業紹介

# 第一表(自昭和五年六月一日至同六年五月三十一日十八歳以下の者の取扱成績)

求人數	紹介人員
男	職業別
女	
計	
男	事務員見習
女	一、毛
計	二、毛
男	三、毛
女	四、毛
計	五、毛
男	六、毛
女	七、毛
計	八、毛
男	九、毛
女	十、毛
計	十一、毛

昭和六年に於ける少年職業紹介の状況を「職業紹介年報」により  
摘録すれば實施紹介所は全國四〇〇箇所中二三七箇所で前年より  
三七ヶ所多い。求人數は左掲第一表の如く一四一、七六五人で前  
年より六四、八三九人多く、求職者數は二二二、八五四人で前年  
より八一、二三二人多く、紹介員は一四三、一〇二人で前年より  
四三、五六七人多く、就職者數は八七、八一七人で前年より一七、  
四二〇人多い。次に求人數に對する求職率は八八・〇%で前年  
より一三・六三%多く、求職者に對する紹介率は六七・二三%で  
前年より八・三九%を減じ、求職者に對する就職率は四一・一五%  
で前年より四・六四%を減じ、紹介人員に對する就職率は六一・三  
六%で前年より〇・六八%多い。

前年より八・三九%を減じ、求職者に對する就職率は四一・二五%で前年より四・六四%を減じ、紹介人員に對する就職率は六一・三六%で前年より〇・六八%多い。

第二表は第一表に示した本年の少年職業紹介成績中より特に昭和六年三月卒業兒童に對し五月末日までに取扱ひたる成績のみを取り別けて示したものである。此の取扱成績に於ても就職者數二〇、四八九人で、前年より三、七九四人を増してある。

給	仕	業	員	店	見	習	工	其	他	計	人	數
事務員	見習	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	數
事務員	見習	四〇七	三六四	一、五三	二、〇八	三、六〇〇	三、六〇〇	一、三九	二、七一	一、〇九	一、〇九	一〇、四六
給	仕	一、五三	三六三	二、三六	六、四三	四、二六八	一〇、二〇一	二、六一	一、〇九	一、七三	一、九三	一、六三
給	小	一、五三	三六六	一、五三	二、〇六八	一〇、一七四	三、五八三	一、三七四	一、三三	一、七三	一、九三	一、六三
見	店	一、五三	三六六	一、五三	二、〇六八	一〇、一七四	三、五八三	一、三七四	一、三三	一、七三	一、九三	一、六三
見	習	工	一、五三	三六六	一、五三	二、〇六八	一〇、一七四	一、八四四	一六、一〇三	一、八二〇	一、二一〇	一、二一〇
其	の	他	四、二〇三	一〇、二〇三	一、五一〇八	三、〇五	六、〇五	九、一三	一、八三	四、三一	六、一三五	一、〇六七
合	計	七五、二三三	一一、五〇〇	七六、九三三	三一、六三三	一一、六六四	三一、六〇四	三一、一八九	一六、一三三	一、〇五七〇	八、五一九	一〇、四八九

第二表（第一表中の昭和六年三月卒業兒童取扱成績）

職業別	求人數			求職者數			紹介人員			就職者數		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
事務員見習	四〇七	三六四	一、五三	二、〇八	三、六〇〇	三、六〇〇	一、三九	二、七一	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一〇、四六
給仕	一、五三	三六三	二、三六	六、四三	四、二六八	一〇、二〇一	二、六一	一、〇九	一、七三	一、九三	一、九三	一、六三
給小	一、五三	三六六	一、五三	二、〇六八	一〇、一七四	三、五八三	一、三七四	一、三三	一、三三	一、七三	一、九三	一、六三
見店	一、五三	三六六	一、五三	二、〇六八	一〇、一七四	三、五八三	一、三七四	一、三三	一、三三	一、七三	一、九三	一、六三
見習	工	一、五三	三六六	一、五三	二、〇六八	一〇、一七四	一、八四四	一六、一〇三	一、八二〇	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇
其の他	四、二〇三	一〇、二〇三	一、五一〇八	三、〇五	六、〇五	九、一三	一、八三	四、三一	六、一三五	一、〇六七	一、〇六七	一、〇六七
合	計	七五、二三三	一一、五〇〇	七六、九三三	三一、六三三	一一、六六四	三一、六〇四	三一、一八九	一六、一三三	一、〇五七〇	八、五一九	一〇、四八九

求人數一〇〇人に対する求職率  
求職者數に對する紹介率  
求職者數に對する就職率  
紹介人員に對する就職率

七一・六六%  
三六・二六%  
五一・四四%

求人數一〇〇人に対する求職率  
求職者數に對する紹介率  
求職者數に對する就職率  
紹介人員に對する就職率

六八・〇五%  
五一・二三%  
五一・三六%

## 第四章 不良児保護事業

### 第一節 少年審判所の保護處分

昭和七年中の東京及大阪兩少年審判所の保護處分統計によれば、受理件數一四・五五六件の中審判不開始九、一四八件にして、保護處分に付せられたる者の中、刑罰法令に觸るる行為を爲したる者の内譯を示せば左の如し。

	訓	戒	保護者	保護團	少年保護	感化院	矯正院	其他	計
男	元九	二、〇番	九三	九三	一	七一	合	四、四三七	
女	一九	二、七	六一	七三	一	一	二	四、六八	
計	三八	二、三六	一、〇三	一、〇〇	一	セ	カ	四、八五	

尙ほ詳細は第四部統計第九表参照

### 第二節 全國感化教育現況

昭和五年度に於ける全國感化院數は國立一、道府縣立三九、市立(代用)一、私立一九、計六〇で、前年と同様である。而して之が生徒の數を示せば左の如くである。

種別	院内			他に依託		假退院	外	計
	國	道	府	縣	立			
公	一、五六			三〇		三九	一、三二	一、三二
私	二、一七			五三		二九	一、二一	一、二一
計	三、七三			八二		六七	二、五三	二、五三

之を前年に比すれば總計に於て一〇五人の増加となつてゐる。

尙昭和五年に於ける生徒の移動狀況は左の如くである、

命 令 に 依 る も の	出願によるもの			院	入	院	
	前 年 度 よ り の 越 員	本 年 度 入 院	前 年 度 よ り の 越 員				
男	七四	一七	一、九三	四七	三、三九	四一〇	三一
女	二四	一九	一九	三	三七	二	五
計	九八	二、一五	四九	四四七	七一	四、一七	三一
良好	滿年	疾病	無斷	院内	他に 委託	院外	
滿年	疾病	無斷	院内	假退	計		
死亡	犯罪	其他	死亡	假退	計		
年度末現在							

### 第三節 少年保護運動

#### 一、少年保護デー

東京大阪兩少年審判管内に於ては數年來少年法發布日たる四月十七日を少年保護デーと定め、少年保護思想の普及宣傳を行つて

來たが、本年は輔成會の主唱にて廣く全國的に實行する事となつた。當日の宣傳方法は主として左の如き計劃による事に決定した。

一、ラヂオ放送。講演放送を東京より全國中繼す。

二、會合。少年保護團體を中心に判檢事、警察官、府縣市町村の官公吏、方面委員、實業家、中小學校長、新聞記者等を以てする座談會、懇話會等を催すこと而して其内容は新聞雜誌に掲載さるゝ様交渉すること。

#### 三、宣傳。

A、新聞雜誌に社説、談話、實話、雜報、其他記事の掲載方を依頼すること。

B、ポスター、ビラ、リーフレット等の掲示と配布。

C、各中等學校當局と交渉し生徒に對し宣傳講演をなすこと。

D、宣傳ビラ、リーフレットの配布に關しては方面委員並學生

生徒、兒童等を通じての宣傳及び街頭宣傳。

E、活動寫眞利用又は映畫館を通じての宣傳（字幕映寫、幕間講演、入場者にビラ配布）。

四、ボスター。本會考案のもの十枚宛刑務所長又は之に準ずる支

所長及少年刑務所長（東京府下及大阪、神戸、横濱を除く）發送す。

#### 一、關西保護兒童研究會秋季大會

同大會は十月三十日大阪朝日新聞社々會事業團後援の下に京都市立兒童院で開催された。同會に於ては内務大臣に對する左の如き建議を滿場一致可決した。

「感化院に收容せられる兒童は教育學的、心理學的、醫學的の鑑別を要するやうに感化法を改正せられだし」

一、全國感化院長會議の開催——十一月十、十一兩日、内務省社會局調。

#### 協議事項

一、感化事業を一層普及徹底せしむる方策如何。

二、感化法施行の實狀に鑑み特に改善を要すと認むる具體的事項如何。

三、兒童の教養上特に留意すべき事項如何。

一、關東聯合感化教育會——十一月十四—十六日、内務省社會局研究事項左の如し。

#### 一、教授に關する事項

1、感化院に於ける學科教育に關する實際的考察

2、毎週各學科教授時數の適當なる配當如何

3、學科教授の實狀につき承り度し

4、職業指導上注意すべき要件

二、訓練に關する事項

## 三、管理に關する事項

## 四、法令其他に關する事項

體によりて實施された中、小學生徒の夏期保養施設は四〇三（内公聚落一七八、半聚落二二五）である。その種類、主催者、經費、收容人員及期間は左の如くである。

## 第五章 病弱兒保護事業

虛弱兒童のための施設は東京に於ける日本榮養協會、兒童愛護會、大阪に於ける弘濟會臨海養育舍、神奈川の白十字會林間學校、千葉の日本赤十字社千葉支部富浦海濱學校、長野の上諏訪町兒童愛護會高山保養所等の六ヶ所で收容人員は合計七五八人（昭和五年調）で極めて少數である。

病兒保護施設は昭和五年調査に於て、公設三、私設一四計一七で、前年度同數である。その收容定員は一九〇名で、三〇名以上の收容定員を有するものは東京に於ける婦人共立育兒會附屬病院、日本赤十字社產科乳兒科、恩賜財團濟生會赤羽乳兒院、大阪に於ける日本赤十字社大阪支部病院乳兒部のみである。

虛弱兒童保護施設としては以上の常設的施設の外最近主として夏期に於て林間、海濱、高原其他の聚落を催すもの次第に増加し、特に都市の此の事業への進出は刮目すべきものがある。

文部省調によれば昭和六年度に於いて學校、市區町村、其他の團

名稱	主催者	期		間	金
		男	女		
林間聚落	学校	三五			
海濱聚落	市・區・町村	四			
高原聚落	その他	三			
	其他團體		十九		
計		三、〇三人	二、一三	一週間 二週間 三週間	一五 一五 一五

## 第四篇 社會教化事業

## 第一章 社會教育

## 一、社會教育委員の設置

文部省は社會教育の振興をはかるため本年三月、社會教育

課を新設したが、更に社會教育振興の根本策として全國各市町村 社會教育委員を設置した。社會教育委員は之を民衆覺醒鼓吹機關たらしめると同時に社會教育施設の普及促進機關となり、社會教育の原動力たらしめるものであると云ふ。その設置理由は次の如くである。

#### 設置理由

##### 一、社會教育振興の根本策として

(イ) 社會教育委員をして民衆の覺醒鼓吹機關たらしむ。義務教育にあらざる社會教育の普及發達は民衆の覺醒が其の前前提件をなすを以て斯る機關を必要とす。

(ロ) 社會教育委員をして社會教育施設の普及促進機關たらしむ。

社會教育の普及發達は社會施設の普及を前提とし其の普及は各市町村に及ぶことを要す。而して之が普及を圖るが爲には市町村及各種團體、市町村有志等を勧奨督勵し之等の協力の下に其の普及を圖る事を要す。之等の勞を執る機關を必要とす。

(ハ) 社會教育委員をして社會教育振興の原動力たらしむ。事業の振興を圖るが爲には輿論を喚起し之を指導し輿論の力を利用するを便とし、それに付ては輿論の根源を造ることを要す即ち社會教育委員を社會教育振興の輿論の根源となし且つ之が指導者となす。

##### 二、社會教育實施主體並實施機關の機能増進策として

(イ) 社會教育委員をして社會教育實施機關の諮問機關たらしむ  
社會教育の實施には計劃、經費、教育、内容其他について相當

の智能を必要とし且つ最善を盡す要あるを以て實施に當り諮問機關あるを便とす。

(ロ) 社會教育委員をして社會教育實施機關の補助者たらしむ。  
社會教育施設の利用を促進せしむるが爲には、其の利用を獎勵し利用の便益を圖る實施機關の補助者あるを便とす。

(ハ) 社會教育委員をして社會教育實施機關と各種團體との連絡機關たらしむ。兩者の連絡提携は適切なる社會教育の實施を來し且つ施設の利用を増進せしめ實施の効果を大ならしむ。

##### 三、社會教育行政の圓滑策として

(イ) 社會教育委員をして社會教育振興に關する行政の細胞機關たらしむ。中央及道府縣の行政が直ちに一般民衆に及ぶが爲には各市町村に細胞的の存在を必要とす。

(ロ) 社會教育委員をして各種團體の指導を便にし且團體相互間の聯絡促進機關たらしむ。團體の幹部を委員たらしめ、委員を以て委員會を組織する時は行政機關の團體を便にし、團體間の聯絡を一層緊密ならしむ。

(ハ) 社會教育委員をして社會教育の補助機關たらしむ。社會教育は地方の調查研究を要求すること多く之が調査研究には地方に在住する者をこれに當らしむるを便とす。

#### 二、全國教化聯合團體代表者大會——八月十、十一兩日、東京神宮外苑日本青年會館。

中央教化團體聯合會は國家非常時に際し特に緊急實施を要すべき教化對策の確立を期し以て時局匡救の方途を講ずるため、全國教化團體の役員、職員、郡市町村教化聯合會代表者及教化委員、

社會委員、その他社會教化關係者約三百名を招集し題記大會を開催した。同大會に於て決定された決議は左の如くである。

## 決議

- 一、立憲的忠君愛國の本旨に基き、公民としての自覺を喚起し、特に選舉の淨化、自治の確立に力むこと。
- 二、依頼心を排除し、克己忍苦の修練に堪へ、自力更生の浸潤たる氣力を養はしむること。
- 三、產業の經營を改善し消費の合理化を圖り、以て新興生活の基本を確立せしむること。
- 四、社會連帶の意識を明にし、共濟協力の美風を助長し、特に郷土聚落の振興に力むこと。
- 五、弛緩廢穢の氣風を掃蕩し、緊張努力の精神を振起し、特に官公吏及教育宗教に從事するもの率先奮起に努むること。
- 六、經濟生活の道徳的意義を明かにし教化の運用をして國民の實生活に即せしむること。

## 第二章 教化事業

## 第一節 隣保事業

昭和五年度末に於ける隣保事業數は公設二八、私設八七、計一一五である。事業内容の種類は大別すれば兒童に關するもの、經濟保護に關するもの、相談に關するもの、一般教化に

關するもの、その他であつて事業の性質上教育に關するものが最も多數をしめてゐる。全國隣保事業の内容を示せば次の如くである。

## 全國隣保事業內容(全國施設一一三團體)

## 一、兒童に關するもの

託児所(七七)、兒童保護指導クラブ(一一)、妊娠婦保護(一〇)、母子收容所(三)、牛乳供給(一)、貧兒教育(一)、兒童遊園(二)、コドモ會(一〇)、幼稚部(五)、日曜學校(九)、少年團(一)、學習會(一)、給食(一)、少年職業指導(一)

## 一、經濟保護に關するもの

職業紹介(一一)、授産(一八)、簡易食堂(一)、浴場(一)、宿泊(一)、消費組合(六)、住宅(三)、貯金組合(八)、共同購入(二)、信用組合(四)、生業資金(六)、貸室(四)、助葬(三)、無料理髪その他組合(九)

## 醫療に關するもの

健康相談所(一一)、健康訪問(一六)、救療診療(四〇)

## 一、相談に關するもの

人事相談(六八)、法律相談(九)

## 一、一般教化に關するもの

労働者教育及公民教育(一)、教化部(一)、夜學(三四)、圖書室(一七)、市民室(一)、鮮人指導(一)、家政學校(一)、傳道(一)、宗教指導(四)、各種講習會及集會(一九)、慰安會

(一一)、課外學校(一)、青年クラブ(一)、母の會(一)、裁縫學校(七)、労働家政講座(一)、矯風(一)、社會クラブ(一)

昭和五年 六八,700 昭和六年 五九,100

茶湯(一)、生花(三)、體育(四)、英語教育(一)、科學講座

昭和七年 四七,400

(一)、書道會(一)。

其他

救護(四)、出版(四)

婦人保護施設は僅に一八(昭和五年度)を算するのみでその何れも私設にて公設のものは存しない。上記十八施設の経費一一三、六二四圓にて保護人員は二、八二一名である。

## 第二節 婦人保護

本事業の爲め政府が國費を支出するに至つたのは、大正九年第四十三議會の協賛を経たる五萬圓を初めとし、十、十一兩年度は二十一萬圓、更に大正十二年度には四十九萬一千圓に増額せられ、其の後逐年増額せられて昭和四年には六十四萬八千圓に達したが、昭和五年度よりは一般的財政緊縮の影響により漸減せられ、昭和七年度の通常豫算には四十七萬四千餘圓に縮少せられた。然るに同七年度に於て所謂非常時匡救のため、地方改善應急施設費として、特に百五十萬圓を支出することとなり、同年の豫算は總計百九十七萬四千四百八十四圓に達した。

## (2) 昭和七年度豫算及施設計劃

### 一、昭和七年度豫算

#### 地方改善費總額

(内 譯)

四七四、四八四圓

#### (1) 國庫補助額

大正十三年	三三,500	大正十四年	五五,000
同十五年	五五,500	昭和二年	六二七,000
昭和三年	六七,000	昭和四年	六四八,600

- 1、地區整理費 七二、五七六
- 2、育英獎勵費 一六二、五八五
- 3、地方改善融和機關獎勵費 一〇三、二七五
- 4、地方改善施設費補助 一三六、〇四八

#### 二、昭和七年度施設計劃

1、地區整理(施設內容——既定計劃に基き大正十二年度より

十ヶ年計劃を以て二十府縣二十ヶ所一府縣一ヶ所に付き目下夫々實施中に屬する地區整理國庫交付總額一、一二〇、〇〇〇圓此の一ヶ年分七二、五七六圓)

2、育英獎勵（施設內容——中等學校三〇〇人、一人二八三圓餘、八五、一六四圓。專門學校一五〇人、一人五一六圓餘、七七、四二一圓。合計一六二、五八五圓）

3、地方改善融和機關獎勵（施設內容——中央及地方融和機關に對する獎勵費一〇三、二七五圓）

4、地方改善施設費補助（施設內容——府縣の施設其の他に對する補助一三六、〇四八圓）

## 第一節 融和運動

### (1) 全國融和事業協議會

中央融和事業協會主催、昭和六年度全國融和事業協議會は昭和七年二月二十九日、三月一日の兩日、社會局大會議室に於て開催された。

〔協議事項〕——一、昭和七年度中に於て主力を傾注すべき適切なる融和方策如何。二、融和運動指導方針の徹底に關する件(可)。三、地方改善事業及融和事業獎勵金増額方陳情に關する件(可)。四、教育機關の活動を促し、融和精神の涵養喚起に關する件。五、圖書に表はれたる差別字句の處置及今後の取締方策如何。

〔決定事項〕——

第一、今一年主力を傾注すべき融和方策

一、產業經濟對策を講ずること(方法)——1、部落產業經濟の實情調査をなし、關係各方面と充分なる聯絡の下に之が對策を講ずること。2、產業經濟に關する智識の普及に努むること。3、失業狀態を調查し常に失業救濟機關と充分なる聯絡の下に之が救濟をなすこと。4、產業組合の加入及び新設に努め、經濟生活をして協同組合主義に據らしむる様努力すること。5、移住獎勵の爲め適切なる方法を講ずること。6、有利なる副業の獎勵に努むること。7、地方改善獎勵費をなるべく、產業經濟施設に充當せしめ且つ各種低利資金の運用を圓滑ならしむること。8、產業經濟指導に關する既設の職員の活動を充分ならしめ、尙必要に應じ特設すること。9、經濟的差別事象の絶滅を期すること。

二、内部の自覺を促進すること。(方法)——1、懇談會講演會等を開催し又はパンフレットその他の印刷物を配布し自覺の精神の普及に努むること。2、研究會講習會等を開催し自覺に關する適切なる指導に努むること。3、常設的講座を設け特に青年及び婦人の自覺を促すこと。

三、青年及婦人の融和運動に參加擴充を圖ること(方法)——1、融和團體内に青年及婦人融和運動機關を設くこと。2、講習會、研究會等により指導者を養成すること。3、青年團婦人團體等に文書講演等により融和精神を普及すること。4、教育系統各機關の發動を促すこと(方法)——1、全國教育者並に教化事業關係者に融和問題に關する理解を徹底せしむる爲文部大臣より訓令を發せらるゝ様要望すること。2

師範教育に於て融和に關する系統的知識を與へる様學務當局に要望すること。3、中・小學教員を中心とする講習會、研究會を開催すること。

### 第二、融和運動指導方針

從來、協議會に於て決定せる指導方針を各自徹底することに申合す。

### 第三、獎勵金増額方陳情の件

協議會出席者中より十八名の實行委員を選び該委員は總理大臣大藏大臣、内務大臣、社會局長官等に會見して別紙の陳情書を提出すること。

### 第四、教育機關の活動の件

第二回全國融和團體聯合大會に於ける文部大臣諮詢申事項を速に實現せられることを文部大臣に要望するため、別紙の陳情書を文部大臣に提出すること。

### 第五、圖書の差別字句の件

發見次第、中央融和事業協會に報告し、協會に於て調査を遂げ適宜の方策を講ずること。

### (2) 全國民融和日運動

本年も三月十四日五ヶ條御誓文發布紀念日を期して例年の如く全國的に融和デーが開催された。その運動の種類は講演會、ボスター、リーフレット等による宣傳、都市に於ける電車乗替券印刷自動車宣傳、映畫館に於けるタイトル映寫、新聞宣傳等であるが本年は特に内務大臣のラヂオ放送を各放送局に於て中継し全國民に呼びかけた。

昭和七年に於ける融和事業團體數は全國的團體四、府縣の團體三四で、その他新設の市町村等の團體四〇がある。全國的團體の名稱は左の如くである。

一、中央融和事業協會 一、聖訓奉旨會 一、本派本願寺一如會  
一、大谷派本願寺眞身會

尙中央融和事業協會の昭和七年度豫算並に事業計劃を左に掲げて置く。

一、豫算(經常費)總額 六一、〇九五圓

特別會計生業資金豫算總額 一八、一五九・五七圓

### 二、事業計劃

一、調査(部落の產業經濟、融和の事績部落に關する史實其他專問學的方面より調査研究して蝦和事業の促進に資す)二、講師派遣。三、講習會。四、協議會。五、懇談會。六、講演會。七、融和事業研究(在京有志會合し隔月一回融和事業に關する理論及實際に就き攷究す)。八、功勞者選獎(融和事業功勞者の事績を調查し地方長官の推薦に依り感謝狀並記念品を贈呈す)。九、產業獎勵(產業の獎勵輔導に關する地方融和團體の施設を獎勵助成す)。一〇、教育獎勵(高等小學校徒弟教育、補習教育等に關する地方融和團體の施設を獎勵助成す)。一一、印刷物發行(月刊「融和時報」、融和事業の理論

## 第三節 融和事業團體

及實際の研究誌として「融和事業研究」——年四回、融和事業年鑑の發行及び融和促進に資する小冊子初版四種、再版三種を隨時發行し、尙融和事績並に兒童融和教育教案を發行す  
一二、圖書購入。一三、國民融和日促進。一四、生業資金貸付（部落に於ける生業の改善發達に資する爲め特別會計を以て小資の貸付を爲す）。

## 第四部（社會事業）統計表

第一表 社會事業施設累年表（第五回統計年鑑ニ據ル）

大正十四年 昭和四年 昭和三年 昭和二年 昭和元年 同三年 同二年 同元年	一 拠 統										
	經濟保護										
業	公	公	簡	住	宿	泊	宅	易	益	紹	計
實	病	病	病	病	病	病	病	益	益	紹	計
費	核	療	療	療	療	療	療	質	質	計	計
診	療	養	養	養	養	養	養	浴	浴	計	計
療	所	所	院	院	院	院	院	市	市	計	計
所	所	院	院	院	介	屋	場	經	經	計	計
醫療救護	精神施	精神施	精神施	精神施	精神施	精神施	精神施	經濟	經濟	經濟	經濟

日勞勵年鑑

日 勞 動 年 鐘		其 他											
		兒 童 保 護					無 料 產 院					計	
		幼 養		兒 保		教 育		護 育		育 院			
		感 化		兒 教		育 育		護 育		育 院			
		貧 兒		保 教		育 育		護 育		育 院			
經		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
總		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
社		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
會		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
費		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
額		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育 院			
		其 他		保 教		育 育		護 育		育			

管　所　務　內									
部　時　臨					部　常				
失業 救濟		補助費		獎勵費	調查及 地　方		補助費		軍　國　事　兵
失業 防止委員會	失業 救濟費	急失業 施設費	恩賜財團 濟生會	都市失業 事務處	不良失業 救濟事務處	公益失業 救濟事務處	失業救濟 社會事業費	豫防勞動 事務處	精神護理院
失業 救濟道 路改良費	失業 救濟費	失業 救濟費	失業 救濟費	失業 救濟費	失業 救濟費	失業 救濟費	失業 救濟費	失業 救濟費	感化院費
一、九八	二七	三五	三〇	三三	三一	三〇	三一	三一	三一
一、九九	二八	三六	三三	三三	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇〇	二九	三七	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇一	三〇	三八	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇二	三一	三九	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇三	三二	四〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇四	三三	四一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇五	三四	四二	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇六	三五	四三	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇七	三六	四四	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇八	三七	四五	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一〇九	三八	四六	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一〇	三九	四七	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一一	三一	四八	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一二	三二	四九	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一三	三三	五〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一四	三四	五一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一五	三五	五二	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一六	三六	五三	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一七	三七	五四	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一八	三八	五五	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一九	三九	五六	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一〇	三四	五七	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一一	三一	五八	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一二	三二	五九	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一三	三三	六〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一四	三四	六一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一五	三五	六二	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一六	三六	六三	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一七	三七	六四	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一八	三八	六五	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一九	三九	六六	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一〇	三四	六七	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一一	三一	六八	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一二	三二	六九	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一三	三三	七〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一四	三四	七一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一五	三五	七二	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一六	三六	七三	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一七	三七	七四	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一八	三八	七五	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一九	三九	七六	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一〇	三四	七七	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一一	三一	七八	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一二	三二	七九	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一三	三三	八〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一四	三四	八一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一五	三五	八二	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一六	三六	八三	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一七	三七	八四	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一八	三八	八五	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一九	三九	八六	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一〇	三四	八七	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一一	三一	八八	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一二	三二	八九	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一三	三三	九〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一四	三四	九一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一五	三五	九二	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一六	三六	九三	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一七	三七	九四	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一八	三八	九五	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一九	三九	九六	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一〇	三四	九七	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一一	三一	九八	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一二	三二	九九	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
一、一一三	三三	一〇〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一

第三表（其一）職業紹介所經營主態別數  
（昭和七年十二月三十一日現在）

(昭和七年十二月三十一日現在)

第四部統計表

紹業職方地森青  
内管局務事介

秋山 青 岩 福 宮 北  
計 海

計表

紹業職方地岡福  
内管局務事介

沖鹿宮熊佐大長福  
計兒

田形 森 手 島 城 道

繩島崎本賀分崎岡

業職方地屋古名  
内管局務事介紹

石福岐三 靜愛  
計

川井 阜重岡知

元一三三一三一七三二一一二二二三二二三一一二三四二

四八一三七一一九二一一一四一三二六一三三三一

五三一五七一十一二一三一一六四四一一一一

一一一|一一|一一|一一|一一|一一|一一|一一|一一|一一|

金三四二三四二三四二四三七二四六元四二四五六七二

六|一|五|一|一|一|二|一|一|一|一|一|三|一|一|一|一|

六六七

|一|一|一|一|一|一|一|一|一|一|一|一|一|一|一|一|一|

六|一|五|一|一|一|三|一|一|一|一|一|二|五|一|一|二|一|三

九三四六五四二八吾二四三八二四六三冕二四五八七二

### 第三表（其二）職業紹介所一般職業紹介數月別表

年	求職者數		就職者數		紹介件數		求人百に對する求職者數	
	男	女	男	女	計	男	女	計
昭和七年	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
一月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
二月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
三月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
四月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
五月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
六月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
七月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
八月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
九月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
十月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
十一月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000
十二月	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	500	500	1,000

五	月	五百、四四三	三、九四四	八、四六八	八、三五六	一、三〇、〇三一	一〇、一、九四一	六八、一七一	三一、九〇八	一、五、八四八	三八、七三七
六	月	四六、七三五	三一、二一八	七六、九四四	八、三九一五	三八、四一六	一三一、一三一	六一、七一九	一三、八四六	三五、五八五	一五
七	月	四六、九七八	三〇、三〇八	八一、一六六	八〇、〇四九	一〇九、一五三	一〇九、七一五	六三、三六七	一三、九六六	三七、五四六	一三
八	月	四六、三三一	三八、三〇三	八四、六四一	八〇、〇四九	三五、五八六	一一五、六〇四	六三、九三六	一九、九三一	三四、二一四	一三
九	月	四六、三三一	三〇、六三六	九三、九六六	八五、九一四	一三、〇五九	一一五、六〇四	六三、九三六	一九、九三一	三四、二一四	一三
十	月	四六、六六一	四三、八一七	一三、一四八	八五、九一四	一三、九一五	一二五、七〇九	六三、九三六	一九、九三一	三四、二一四	一三
十一	月	四六、六六一	一三、一三一	一三、一九九	九〇、九三七	三一、七三一	一二五、七〇九	六三、九三六	一九、九三一	三四、二一四	一三
十二	月	四六、一三九	一三、一三一	一三、一九九	九〇、九三七	三一、七三一	一二五、七〇九	六三、九三六	一九、九三一	三四、二一四	一三
昭和七年計		六四八、六三三	五四八、八〇三	一、一三一、一四七	一、一〇一、一四六	四八九、〇四〇	一、一〇一、一四六	八六九、一四七	三一、一三八	一〇、九二一	三一、一三八
昭和六年計		六四八、三五八	五四八、九三二	一、一三一、一四七	九二八、〇四二	三三七、七九七	一、一三一、一四七	八〇五、一三〇	二七九、九二〇	一〇、一〇五	二七九、九二〇
比較增加率		一一〇、一九四	六三、二二三	一、一三一、一四七	八三、〇四七	五一、一三三	一、一三一、一四七	六三、九九七	三三、九九八	一〇、一〇五	三三、九九八
		三一・一	三一・七	一〇・七	九・一	一一・七	九・九	七・九	一一・〇	一三・八	一一・〇

第三表（其三）職業紹介所業態別職業紹介數

（昭和七年）	工鑄業	土木建築	商業	農林業	水產業	通信運輸	戶內使用人	雜業	無希望	合計
	求人數	人數	求人數	人數	求人數	人數	求人數	人數	求人數	人數
求職者數	三七一、八九	八九、九九	二五五、九一	三一、五三四	三六、二三一	一三、九七一	二六、〇七一	一六一、一五八	—	一、一三一、一三一
登録者數	三七一、七九	一三、一六六	三三五、六四八	一〇、六三九	一五、二三七	一五、二三七	一五六、一九三	一四七、三七一	一五、六三一	一、一三〇、一三一
紹介件數	三七一、〇三五	七三、六四	一七五、一六一	九、三四三	一七、八六六	一四、二四四	二〇九、八九一	一二九、九三三	一六九、一四一	一、一三〇、一三一
就職者數	一四三、七四	六四、〇五三	八一、二三三	七、九八六	一四、七三六	八、〇〇〇	一〇八、五五九	六九、三七一	一	一、一三〇、一三一
全	一、四三〇、九四一	一、一三〇、一三一	一	一、一三〇、一三一						

第三表（其四）日傭勞働者職業紹介數月別表

昭和七年	求人數			紹介件數			求人百			求職百		
	男	女	計	男	女	計	求職者數	對	求職者數	對	求職者數	對
一月	一、四三〇、九四一	八〇、五三一	一、一三〇、一三一	八七、一八四	一、七五、八九	一、一三〇、一三一	七九、四八一	一、一三〇、一三一	七九、四八一	一、一三〇、一三一	七九、四八一	一、一三〇、一三一

日本労働年鑑

六七〇

二月	一、三三・九五	六三・三三	一、四三・一九	一、一八六	一、四六四・八二	六一・一六	一、四六四・一	二四
三月	一、三九・〇五	六八・六四	一、五三・六八	一、一六四	一、四六四・八三	六二・一四	一、四六四・一	二五
四月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・八四	七七・六四	一、四六四・一	二六
五月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・八五	八一・一四	一、四六四・一	二七
六月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・八六	八一・一四	一、四六四・一	二八
七月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・八七	八一・一四	一、四六四・一	二九
八月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・八八	八一・一四	一、四六四・一	二一〇
九月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・八九	八一・一四	一、四六四・一	二一
十月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・九〇	八一・一四	一、四六四・一	二二
十一月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・九一	八一・一四	一、四六四・一	二三
十二月	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・九二	八一・一四	一、四六四・一	二四
計	一、三三・一〇	三八・一四	一、五三・六四	一、一六一	一、四六四・九三	八一・一四	一、四六四・一	二五

第三表（其五）俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

昭和七年	求人數	求職者數	紹介件數	就職者數	求人百に對する求職者數	求職者百に對する就職者數	求人百に對する求職者數	求職者百に對する就職者數
一月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
二月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
三月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
四月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
五月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
六月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
七月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
八月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
九月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
十月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
十一月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
十二月	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八
总计	一、二二・五	四・九三	一、〇六七	六四	一、一〇三	三三・六	一、一〇三	三三・八

# 第三表 計 十九十九十九

# 第四表 住宅統計

第四表（其一）住宅組合統計（社會局調、昭和七年三月末現在）

人	一、人、人、人	圓
滋	岐	長
賀	阜	野
和	島	城
歌	手	森
山	形	田
	井	川
	山	取
	島	根
	口	山
人	三、人、人、人	圓
北	東	京
海	東	京
道	都	京
奈	都	京
奈	阪	都
奈	川	京
奈	庫	都
奈	崎	京
奈	潟	都
奈	玉	京
奈	馬	都
奈	葉	京
奈	木	都
奈	良	京
奈	重	都
奈	知	京
奈	岡	都
奈	廣	京
奈	山	都
奈	和	京
人	三、人、人、人	圓
北	東	京
海	東	京
道	都	京
奈	都	京
奈	阪	都
奈	川	京
奈	庫	都
奈	崎	京
奈	潟	都
奈	玉	京
奈	馬	都
奈	葉	京
奈	木	都
奈	良	京
奈	重	都
奈	知	京
奈	岡	都
奈	廣	京
奈	山	都
奈	和	京
人	三、人、人、人	圓
北	東	京
海	東	京
道	都	京
奈	都	京
奈	阪	都
奈	川	京
奈	庫	都
奈	崎	京
奈	潟	都
奈	玉	京
奈	馬	都
奈	葉	京
奈	木	都
奈	良	京
奈	重	都
奈	知	京
奈	岡	都
奈	廣	京
奈	山	都
奈	和	京
人	三、人、人、人	圓
北	東	京
海	東	京
道	都	京
奈	都	京
奈	阪	都
奈	川	京
奈	庫	都
奈	崎	京
奈	潟	都
奈	玉	京
奈	馬	都
奈	葉	京
奈	木	都
奈	良	京
奈	重	都
奈	知	京
奈	岡	都
奈	廣	京
奈	山	都
奈	和	京

## 第四 大福高愛香德

## 分 因 知 媛 川 島

二二六四三六二

二四一、一四三、三五八合三

二四一〇  
二〇九、四  
六九五、九  
五六七、一  
二、四九七、八  
五七〇、七

佐 熊 宮 鹿 沖

# 賀 本 崎 島 繩

二元三元

卷之三

四、零、七  
六、六、七  
零、三、五  
四、零、五  
六、六、一

第四表（其二）共同宿泊所調查表（社會局調）  
（自昭和六年四月至同年三月）

經營主體別箇所數	人			宿泊延人員			一ヶ月平均宿泊料		
	公設	私設	計	四月—九月	十月—三月	計	人	人	人
一	一	一	二	二〇	二〇	二〇	七二、〇七	九五、三三	七、九三
二	一	一	二	二四	三三	二四	七五、七五七	八九二、八五	二六、三二六
三	一	一	二	三五	三一	三五	一、六五八、六〇三	一、六五八、六〇三	一、六五八、六〇三
四	一	一	二	五、九八三	四、八三	五、九八三	五、九八三	五、九八三	五、九八三
五	一	一	二	三七七、八〇三	三〇、七八六	三七七、八〇三	七九八、五九六	七九八、五九六	七九八、五九六
六	一	一	二	一三〇、七八一	一四八、四九一	一三〇、七八一	六、五四八	六、五四八	六、五四八
七	一	一	二	一〇、七〇〇	一八六、三七八	一〇、七〇〇	三、三七	三、三七	三、三七
八	一	一	二	九五、六七八	九〇、七〇〇	九五、六七八	二五、五三一	二五、五三一	二五、五三一
九	一	一	二	三一九	一七三	三一九	一九	一九	一九
十	一	一	二	二八	一〇七	二八	四一	十錢—三十錢一一	十錢—三十錢一一
十一	一	一	二	二三	三三	二三	一九	無料二、十二錢—三十五錢一三	無料二、十二錢—三十五錢一三
十二	一	一	二	八五	一五七	八五	一九	無料一、八錢—十二錢一、十七錢二	無料一、八錢—十二錢一、十七錢二
十三	一	一	二	七九	一五三	七九	一三	十五錢一	十五錢一
十四	一	一	二	七三	一三六	七三	一三	無料一	無料一
十五	一	一	二	五五	一五七	五五	一三	無料一	無料一
十六	一	一	二	三三	一三六	三三	一三	無料一	無料一
十七	一	一	二	九七	一五三	九七	一三	免费一	免费一
十八	一	一	二	三三	一三六	三三	一三	免费一	免费一

日本勞動年鑑

六七四

備考

山口、高知の兩縣は報告未着につき前年度分を計上せり。

第四表（其三）借地借家調停件數月別表  
（官報二據凡）

(官報二據凡)

昭和七年	受理件數		計	未濟	
	舊受	新受		其他ノ處分 =因ル終了	調不調
一月	一、一五八	一、二五	二、三六三	一、〇六六	一、一七七
二月	一、一四二	一、五五	二、七二八	一、三三一	一、一〇九
三月	一、一〇一	一、七三五	二、九三三	一、三三一	一、一〇九
四月	一、一〇三	一、四九六	二、六九九	一、三三一	一、一〇九
五月	一、一〇四	一、四三〇	二、八三三	一、三三一	一、一〇九
六月	一、一〇一	一、六〇三	二、七七七	一、三三一	一、一〇九
七月	一、一〇七	一、四九九	二、九五七	一、三三一	一、一〇九
八月	一、一〇三	一、三三八	二、九五七	一、三三一	一、一〇九
九月	一、一〇三	一、八三三	二、九五七	一、三三一	一、一〇九
十月	一、一〇八	二、〇一六	三、六六七	一、三三一	一、一〇九
十一月	一、六七七	一、八一三	三、四八〇	一、三三一	一、一〇九
十二月	一、六六八	一、五〇五	三、一九三	一、三三一	一、一〇九
合計	一五、九六八	一九、二三三	三五、二三一	四九	一、五七七
第五表 公設市場統計 (社會局調 自昭和六年四月 至同年三月)					
市府縣營 町村營 其他 計					
高上賣					
均賣上高					
一ヶ月平均					
圓一、一七一					
圓一、六七六					
圓一、一三三					
圓一、七七七					

# 第五表 公設市場統計 〔社會局調自昭和六年四月至同年三月〕

自昭和六年四月  
至同年三月

高	上	寶	一ヶ月平均
均賣上高	計	十月一至三月	四月一至九月
圓	圓	圓	圓
五五二、六三	五二、六三	五二、六三	五二、六三
高	上	寶	一ヶ月平均
均賣上高	計	十月一至三月	四月一至九月
圓	圓	圓	圓
二二三、三一七	二二三、三一七	二二三、三一七	二二三、三一七
高	上	寶	一ヶ月平均
均賣上高	計	十月一至三月	四月一至九月
圓	圓	圓	圓
三二七	三二七	三二七	三二七

日本勞働年鑑

東京大神

榮

東京大神兵長新堺千葉茨愛三奈秋宮石福富鳥島岡

京都阪川庫崎瀬玉城良重知岡賀野城田井川山根

二二三三五五一一一五三一二一| | |三七八六二二

二、四 | 一、三 | 二、一 | 三、二 | 一、三 | 二、一 | 三、二 |

A sequence of 18 vertical bars of increasing height, followed by a symbol resembling a stylized 'K'.

四六二三六六一五一三五七二七五一一二三九八首玉界

一、七二、全一  
五三、二零  
六八、九四  
一八、九六  
四、六  
九五、二零  
六、七  
二三、七四八  
三、八八  
一七一、二八  
一七一、零三  
一七一、零七  
一七一、零七  
四八、七九五  
一七一、四三元  
一七一、七三九  
九四、七六  
一〇四、七五  
二、全一  
六六、二五  
三五、六五

一、二七八、六四七  
三、五六、八三九  
一、二七八、一七五  
五三九、九〇五  
一、九〇〇、三一四  
一一九五、三五五  
三、九七二  
一一〇一九  
八、四八九  
三、七六四  
二七、七五八  
一五二、一五五  
八七、七六六  
一四九、三九八  
八、九八三  
九、九八三  
八、一〇九  
五、一〇七  
八、一〇三  
九、二六二  
三、七三九  
八、一〇三  
一〇三、五二  
六、一四四  
三、〇九〇

八、三五、四空  
二、六三、九空  
八、二六、全空  
一、六三、一五空  
三、六七、一〇四空  
一、八三、三八空  
八、七六  
三九、九八  
一五、九三  
八、七三  
一〇九、九九  
四五六、九三  
五三、五六  
二、六〇三、七三  
三三、九六  
二八五、四七一  
二五八、五三  
九九、九三  
一九、五〇一  
一六五、五七九  
一八七、三〇三  
一一〇四、一七四  
二四、九六  
三三、三九七  
五〇八、〇三三

九、一五  
九、三七  
九、三八  
九、三九  
九、四〇  
九、四一  
九、四二  
九、四三  
九、四四  
九、四五  
九、四六  
九、四七  
九、四八  
九、四九  
九、五〇  
九、五一  
九、五二  
九、五三  
九、五四  
九、五五  
九、五六  
九、五七  
九、五八  
九、五九  
九、六〇  
九、六一  
九、六二  
九、六三  
九、六四  
九、六五  
九、六六  
九、六七  
九、六八  
九、六九  
九、七〇  
九、七一  
九、七二  
九、七三  
九、七四  
九、七五  
九、七六  
九、七七  
九、七八  
九、七九  
九、八〇  
九、八一  
九、八二  
九、八三  
九、八四  
九、八五  
九、八六  
九、八七  
九、八八  
九、八九  
九、九〇  
九、九一  
九、九二  
九、九三  
九、九四  
九、九五  
九、九六  
九、九七  
九、九八  
九、九九  
九、一〇〇  
九、一〇一  
九、一〇二  
九、一〇三  
九、一〇四  
九、一〇五  
九、一〇六  
九、一〇七  
九、一〇八  
九、一〇九  
九、一〇一〇  
九、一〇一一  
九、一〇一二  
九、一〇一三  
九、一〇一四  
九、一〇一五  
九、一〇一六  
九、一〇一七  
九、一〇一八  
九、一〇一九  
九、一〇二〇  
九、一〇二一  
九、一〇二二  
九、一〇二三  
九、一〇二四  
九、一〇二五  
九、一〇二六  
九、一〇二七  
九、一〇二八  
九、一〇二九  
九、一〇三〇  
九、一〇三一  
九、一〇三二  
九、一〇三三  
九、一〇三四  
九、一〇三五  
九、一〇三六  
九、一〇三七  
九、一〇三八  
九、一〇三九  
九、一〇四〇  
九、一〇四一  
九、一〇四二  
九、一〇四三  
九、一〇四四  
九、一〇四五  
九、一〇四六  
九、一〇四七  
九、一〇四八  
九、一〇四九  
九、一〇五〇  
九、一〇五一  
九、一〇五二  
九、一〇五三  
九、一〇五四  
九、一〇五五  
九、一〇五六  
九、一〇五七  
九、一〇五八  
九、一〇五九  
九、一〇六〇  
九、一〇六一  
九、一〇六二  
九、一〇六三  
九、一〇六四  
九、一〇六五  
九、一〇六六  
九、一〇六七  
九、一〇六八  
九、一〇六九  
九、一〇七〇  
九、一〇七一  
九、一〇七二  
九、一〇七三  
九、一〇七四  
九、一〇七五  
九、一〇七六  
九、一〇七七  
九、一〇七八  
九、一〇七九  
九、一〇七〇〇

# 第六表 公益質屋統計 (社會局調)

質屋統計  
(社會局調)

日本勞動年鑑

六七八

同	五 年 度	二二一	三國三、七九一	金、七九二	一〇八、四五一	一七六、八三三	六三、三九九	三四、一三九	一七四、四〇〇	九六六、七四四
同	六 年 度	三四四	三九三、七三三	一二三、六六八	一三九、五五六	三三九、五〇三	七七、五九〇	四四、九七六	一七六、一〇一	一、一六四、三七一
同	七 年 度	三七三	三國三、二九七	一〇三、一四一	一一三、四四三	三八、六四七	六七、四五四	五五、九〇〇	一七六、五一三	一、〇五九、三九五
(自昭和七年四月)										
(至同 年十二月)										

(2) 貸付及辨濟狀況

年度 (自昭和二年八月 至同三年三月)	内業務 取扱質屋數	貸付 口數	金額	平均	貸付 金額	年度末現在 辨濟口數	金額	利子收入	口數	流質 (元)
同	三 年 度	二 元	六三、六七	三、二三、三七三・七〇	五、三五	一、五三、七一九・三七	四八、二二六	二、九一〇、三六六・三四	一六、五七一・九一	一七、一〇三、九七、五〇五・七四
同	四 年 度	一 兼	九九、八六〇	五、一七一、三八・九	五、四五	二、六三、三八・三一	七四、七五	四、〇六、三一・八六	一国四、三九八・七一	三一、〇〇三、一四三、一〇五・六〇
同	五 年 度	二 兼	一、三八、六三	六、四七九、八五三・二五	五・七	三、八〇九、九七二・六四	一、〇一四、四三〇	五、四〇九、七三六・三四	三九、八九七・〇三	六三、六七九、三一九、六五〇・三〇
同	六 年 度	三 兼	一、四三、〇一〇	七、二四三、三八・〇五	五・〇五	三、五五、八七八・七六	一、二五八、一国三	六、五三、七三三、七七	九九、九一五、四九五、五国五・三〇	
(自昭和七年四月 至同 年十二月)	三 兼	一、三〇四、五六	六、二三九、五三一・〇〇	四・七	三、五五、六七四・〇〇	一、一〇八、一三〇	五、八一三、一八・〇〇	三一〇、八八九・〇〇	一〇九、一九一、五〇八、五三三・〇〇	

第七表 公設食堂統計(社會局調 自昭和六年四月  
至同七年三月)

經營主體別	入堂人員		賣上高		一食料金	
	市府縣營	町村營	其 他	計	四月—三月	一ヶ月平均
北海道	三	一	一	三	二三七、九八	一九、八八元
東京	二	一	一	五	五、二三七、五八〇	四三七、二九九
					三〇、三九七	二、五三三
					六四、七九三	五一、二三六
					10	二

**備考**　賣上高八圓以下切捨

**賣上高八圓以下切捨**

第八表  
公設浴場統計

自昭和六年三月  
至同七年四月

島岡廣和徳高熊宮沖

歌

計	九一九	二二九	二九九	九〇九、四六六	七五、六九	三九六
坂	一九一	一九一	一九一	三七五、六五五	三一、三〇八	大二錢、一錢
山	一九一	一九一	一九一	一五三、〇〇〇	一一、七四一	小一錢、〇・五錢
島	一九一	一九一	一九一	三三、七五〇	一一、一〇〇	大一錢
知	一九一	一九一	一九一	一一、九八九	二二、一五八	大二錢、〇・五錢
本	一九一	一九一	一九一	一一、九八九	二二、一五八	小二錢、〇・五錢
崎	一九一	一九一	一九一	一一、九八九	二二、一五八	小一錢
繩	一九一	一九一	一九一	一一、九八九	二二、一五八	無料、大三錢、一錢
計	九一九	二二九	二九九	九三、五三五	一一、一〇〇	大三錢、一錢
備考	入浴料は以下切捨			一八、三三三	五、四〇八	小二錢、一錢
				一八、三三三	一、五一九	大三・五錢、一・五錢
				一八、三三三	一、五一九	小二錢、一錢
				一九、二六、四〇〇	九三、〇五八	大一〇錢、一錢
				一九、二六、四〇〇	一三、一〇八	小五錢、一錢
				一九、二六、四〇〇	一三、一〇八	大二錢
				一九、二六、四〇〇	一三、一〇八	大三錢
				一九、二六、四〇〇	一三、一〇八	小一錢

第九表 少年審判所保護處分統計（官報ニ依ル）

(昭 七 年 中 和)	終									
	受 件 數	不 開 始	判 刑	訓 戒	保 護 者	保 護 團 體	小 年 保 護	感 化 院	送 致 院	矯 正 院
行爲觸るゝを爲したるも	△三、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八
刑法法令に觸るゝを爲したるも	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八
の	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八	△一、三八
計	一〇〇、一	一〇〇、一	一〇〇、一	一〇〇、一	一〇〇、一	一〇〇、一	一〇〇、一	一〇〇、一	一〇〇、一	一〇〇、一
未済	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

もす行に刑	一	△
の虞爲觸罰	△	△
あるをる法令	△	△
る爲ム令	△	△
計 女 男	△	△
三〇 三 一 公	△	△
七五 一六 九	△	△
△ △ △	△	△
九三 二一 七二	△	△
△ △ △	△	△
九四 三四 五	△	△
△ △ △	△	△
一六 一 二	△	△
△ △ △	△	△
二一 一 二	△	△
△ △ △	△	△
二二 二 三	△	△

△印ヘ他ノ處分ヲ併科シタルモノニシテケヌナリ  
一、保護處分中其他トアルハ校長訓戒、書面誓約ヲ、終結ニアリテハ檢事ニ送致及他ノ審判所ヘ送致ヲ含ム

第十表 起訴及刑執行猶豫者保護狀態調查  
(官報二據凡)

(1) 起訴猶豫者、刑執行猶豫者ノ保護狀態（昭和六年中）

保護者種別	司法保護團體		父母		兄弟		其他族人		知己舊友		宗教家		教育家		篤志家		雇傭主		其他		計	
	二・三	三・四	三・五	三・六	三・七	三・八	三・九	三・十	三・十一	三・十二	三・十三	三・十四	三・十五	三・十六	三・十七	三・十八	三・十九	三・二十	三・二十一	三・二十二	三・二十三	三・二十四
不起訴	全	三・九一	三・八	三・七	三・六	三・五	三・四	三・三	三・二	三・一	三・〇	二・九	二・八	二・七	二・六	二・五	二・四	二・三	二・二	二・一	二・〇	一・九
不起訴	七	八・六	八・五	八・四	八・三	八・二	八・一	八・〇	七・九	七・八	七・七	七・六	七・五	七・四	七・三	七・二	七・一	七・〇	六・九	六・八	六・七	六・六
不起訴	金	三・九一	三・八	三・七	三・六	三・五	三・四	三・三	三・二	三・一	三・〇	二・九	二・八	二・七	二・六	二・五	二・四	二・三	二・二	二・一	二・〇	一・九

(2) 起訴猶豫者、刑執行猶豫者ノ再犯状態（昭和六年中）

再犯者	男		女		計		較増減	前年比 以内	再犯ニ至ル期間	再犯者ノ有無		保護者アル者	保護者ナキ者	計		再犯者ノ有無	保護者アル者	保護者ナキ者	計			
	起訴	不起訴	起訴	不起訴	計	起訴	不起訴	計	計	起訴	不起訴	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
起訴猶豫	四・二・〇	三・九・三	四・一・全	三・九・三	△	九	三・五・七	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九
刑執行猶豫	四・三・六	三・九・三	四・一・全	三・九・三	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九
猶豫	四・三・六	三・九・三	四・一・全	三・九・三	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九
計	四・三・六	三・九・三	四・一・全	三・九・三	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九	三・五・九	三・五・九	△	九
備考	△印ハ減ヲ示ス																					

